第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画

平成26年3月 宇都宮市

はじめに

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなるなど、深刻な社会問題となっております。また、全国における夫から妻への傷害・暴行の検挙件数は、平成24年に急増しており、本市においても、相談件数が増加傾向にあるなど、この問題への対策が求められているところです。

本市では、宇都宮市男女共同参画推進条例に掲げる「男女の個人としての尊厳の尊重」の基本理念に沿って、平成21年3月に「宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」を 策定し、配偶者からの暴力根絶に向けて、若年層からの防止啓発や、相談から自立に 向けた支援体制づくり等に重点的に取り組むなど、総合的かつ一体的に施策を進めてま いりました。

この改定計画となる本計画では、これまでの取組を着実に推進するとともに、被害者のニーズに即したよりきめ細かな支援につなげるため、被害者の声を直接聞く本市独自のアンケート調査を実施し、身近な地域における支援や相談支援体制を充実させるなど、相談から自立に向けて、被害者に寄り添った切れ目のない支援を目指しております。

配偶者からの暴力を根絶し、男女の人権が尊重され、誰もが生き生きと暮らすことのできる社会の実現に向けて、関係機関・団体等との連携をより一層強化し、全市一体となって取り組んでまいりますので、これまで以上に、市民の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の改定にあたり、貴重な御意見を賜りましたDV対策関係機関ネットワーク会議委員をはじめとする関係機関・団体の方々、御意見をお寄せいただきました市民の皆様に心から御礼申し上げます。

平成 26 年 3 月

宇都宫市長 佐 藤 荣 一



目 次

| 第 1 | 章 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
|-----|--|----|
| 1 | 計画策定の趣旨 | ·1 |
| 2 | 計画の位置づけ | |
| 3 | 計画の期間 | |
| 4 | 用語の定義 | ·2 |
| 第2 | 章 DVを取り巻く現状と課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 1 | 社会の動向 | .3 |
| 2 | 市のDV相談・一時保護等の状況 | 8 |
| 3 | 「宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」の取組状況 | 10 |
| 4 | 市民意識調査に基づくDVの現状 | 15 |
| 5 | 「配偶者などからの暴力に関する調査」における被害者の現状と課題 | 20 |
| 6 | 現状から導き出した課題 | 35 |
| 第3 | 章 計画の基本的な考え方と基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 37 |
| 1 | 計画の基本的な考え方 | |
| 2 | 計画の基本目標 | |
| 3 | 計画の体系 | 40 |
| 4 | 目標値(成果指標)の考え方 | 42 |
| 5 | 重点事業の考え方 | 43 |
| 第4 | 章 施策の展開 · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | 46 |
| 基 | ェ目標 I DV を許さない社会づくり | |
| | ×目標Ⅱ 相談から自立に向けた切れ目のない支援体制の充実 | |
| 基 | ≍目標Ⅲ 推進体制の充実 | |
| 第5 | 章 計画を推進するために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 62 |
| 1 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| 2 | 計画の進行管理 | |
| 3 | 調査・研究 ····· | 62 |
| 参考 | <u> </u> | 64 |
| 1 | で11 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 | |
| 2 | 宇都宮市DV対策関係機関ネットワーク会議(平成 25 年度) | |

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

国においては、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識のもと、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、平成19年の法改正において、市町村における基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務になるとともに、配偶者暴力相談支援センターにおける被害者の緊急時の安全確保が明示されました。

また、県においては、平成17年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、平成19年の法の改正等を踏まえ、平成21年に改定しました。

本市においては、これらの国・県の動向を踏まえ、平成20年4月に配偶者暴力相談支援センターを設置するとともに、平成21年3月に、中核市初となる「配偶者からの暴力対策基本計画」を策定し、DVの防止啓発、相談・保護から自立支援までの一連の流れを確立し、総合的かつ一体的にDV対策に積極的に取り組んできました。

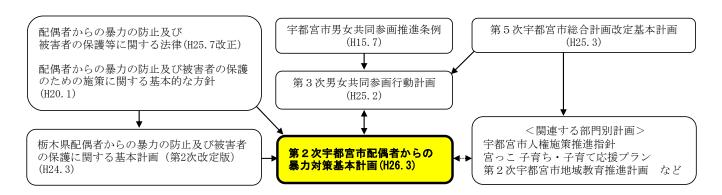
しかしながら、DVが社会的問題として顕在化するなか、本市のDV相談件数も平成18年度から平成24年度にかけて倍増しており、多様化・複雑化する相談への対応や自立支援、未然防止等、DV対策の更なる推進が求められています。

こうした状況を踏まえ、DV根絶に向け、これまでの取組を着実に推進するとともに、被害者の実態に即した、よりきめ細かな支援ができるよう、事業の取組内容を充実させ、関係機関や団体等との連携を強化し、全市一体となって取り組むため、「第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」 第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。
- (2) この計画は、平成25年2月に策定した「第3次宇都宮市男女共同参画行動計画」の下位に位置づける分野別計画です。

計画の位置づけ (イメージ図)



3 計画の期間

計画期間は、平成 26 (2014) 年度から平成 30 (2018) 年度までの 5 か年計画とします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、計画の期間でも必要に応じて見 直しを行う場合があります。

4 用語の定義

本計画では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」で定義している「配偶者からの暴力*1」に加え、「生活の本拠を共にしていない交際相手からの暴力」も含まれます。

* DV

「ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)」の略。ドメスティック・バイオレンスの直訳は「家庭内の暴力」となるが、「配偶者からの暴力」を「DV」とする。

* デートDV

恋人や交際相手などの親密な関係にある者の一方から他方に対して振るわれる身体的,精神的及び性的暴力のことを「デートDV」とする。

^{※1 「}配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第1条, 第28条の2参照

第2章 DVを取り巻く現状と課題

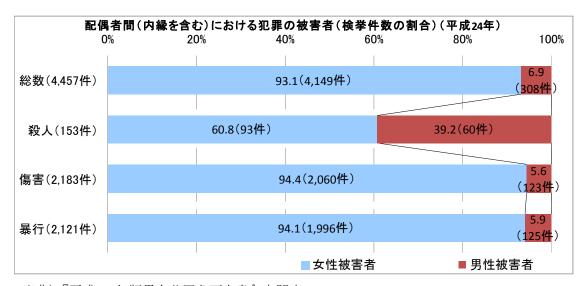
1 社会の動向

(1) 配偶者等からの暴力の実態

①配偶者間における暴力の被害者の多くは女性

警察庁の統計によると、平成 24 年中に検挙した配偶者(内縁関係を含む。)間における殺人、傷害、暴行は 4,457 件で、そのうち 4,149 件(93.1%)は女性が被害者となった事件です。

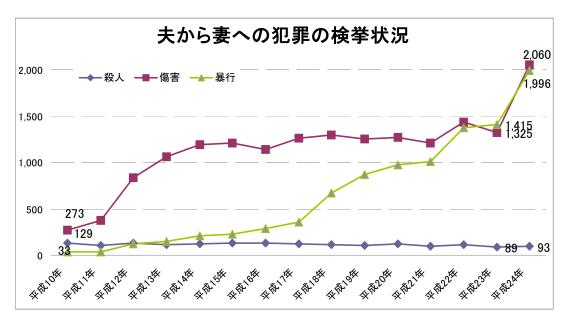
女性が被害者となった割合は、殺人は 153 件中 93 件 (60.8%) ですが、傷害は 2,183 件中 2,060 件 (94.4%)、暴行は 2,121 件中 1,996 件 (94.1%) とそれぞれ高い割合になっており、配偶者間における暴力の被害者の多くは女性であることが明らかになっています。



出典)『平成25年版男女共同参画白書』内閣府

②増加傾向にある夫から妻への暴力の検挙件数

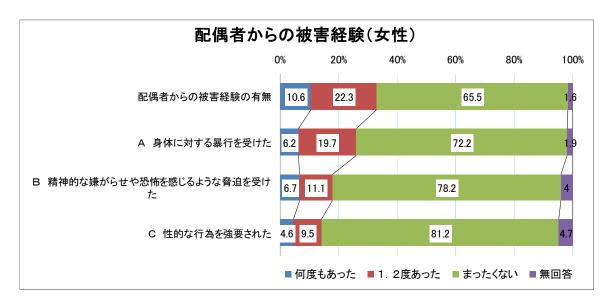
配偶者間における犯罪のうち,女性が被害者である場合の検挙件数の推移を罪種別に 見ると、傷害はこれまで高水準で推移してきましたが、平成24年において、2,060件 と急増し、暴行も1,996件と急増しました。

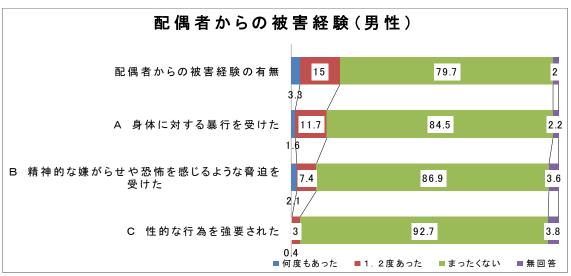


出典)『平成25年版男女共同参画白書』内閣府

③配偶者からの暴力の被害経験

内閣府が平成 23 年に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、これまでに結婚したことのある人(2,598 人)のうち、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む。)から「身体に対する暴行」、「精神的な嫌がらせや恐怖を感じるような脅迫」、「性的な行為の強要」のいずれかについて「何度もあった」という人は、女性10.6%、男性3.3%、「1,2 度あった」という人は、女性22.3%、男性15.0%となっており、1 度でも受けたことがある人は、女性32.9%、男性18.3%となっています。





出典) 『男女間における暴力に関する調査報告書』 平成24年4月 内閣府

(2)国・県における法整備と取組

①「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の制定と改正

国においては、DV は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識のもと、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、その後、同法は3度にわたり改正されました。

平成16年の法改正においては、国及び地方公共団体の責務として、自立支援を含む被害者の保護が明示されました。

平成 19 年の法改正においては、市町村における基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務になるとともに、配偶者暴力相談支援センターにおける被害者の緊急時の安全確保が明示されました。

平成 25 年の法改正においては、「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となりました。また、この改正により、法律の題名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

法改正の特徴

| 改正年 | 法改正の特徴 |
|---------|--------------------------------------|
| 平成 16 年 | ・婚姻関係(事実婚含む)にある間柄の暴力だけではなく、離婚後(事実婚状態 |
| | の解消後)に暴力を受ける場合も対象 |
| | ・身体的暴力に加えて、精神的暴力等も対象など |
| | ・国及び地方公共団体の責務に、被害者の自立支援を含む被害者の保護を明記 |
| | ・市町村基本計画策定と配偶者暴力相談支援センター設置の努力義務化 |
| 平成 19 年 | ・保護命令申し立て対象の拡大 |
| 平成 19 平 | ・配偶者暴力相談支援センター業務における被害者の緊急時の安全確保の明記 |
| | など |
| | ・「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力及びその被害者についても、配 |
| 平成 25 年 | 偶者からの暴力及びその被害者に準じて対象 |
| | ・法律の題名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に |
| | 改められた。 |

②「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」

国においては、平成19年の法の改正に伴い、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が施行されました。

この基本方針では、市町村基本計画における留意事項として、国の基本方針に即し、 かつ都道府県の基本計画を勘案しながら、身近な行政主体としての施策の推進や生活保 護や母子寡婦福祉施策など既存の福祉施策等の十分な活用を挙げています。

また,市町村の配偶者暴力相談支援センターの役割として,一時保護の後,地域で生活を始めた被害者に対する継続的な支援を行うことが求められています。

③栃木県におけるDV対策の取組

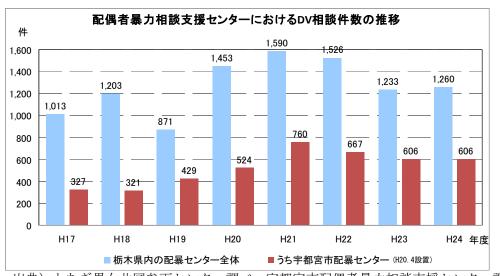
県においては、平成 17 年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定し、平成 19 年の法の改正等を踏まえ、「基本計画」を平成 21 年に改定(以下「基本計画(改定版)」という。)しました。また、平成 24 年に「基本計画(改定版)」が目標年次を迎え、基本計画の第 2 次改定版を策定しました。

県では、これらの計画に基づき、県民への啓発をはじめ、学校教育における啓発の取組や配偶者暴力相談支援センターの設置促進、一時保護等の充実に取り組んでおり、平成23年4月に新たに県の機関として開所した「とちぎ男女共同参画センター」が県のDV対策の中核的な機関として各種施策を展開しています。

2 市のDV相談・一時保護等の状況

(1) 増加傾向にあるDV相談

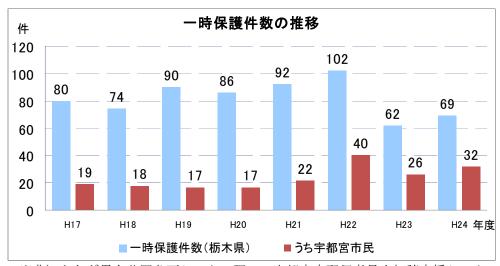
県全体の相談件数は平成 21 年度をピークに減少傾向にあるが、市配偶者暴力相談支援 センターにおける平成 24 年度のDV相談件数は 606 件であり、平成 18 年度と比較する と倍増しています。



出典)とちぎ男女共同参画センター調べ、宇都宮市配偶者暴力相談支援センター調べ

(2) 増加傾向にある一時保護

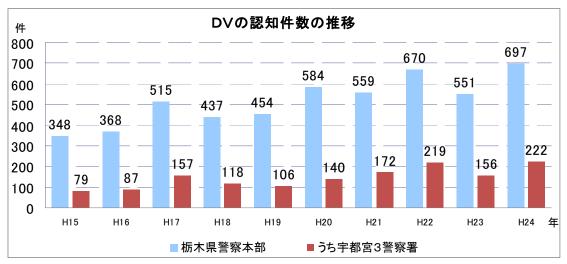
とちぎ男女共同参画センターにおける県全体のDVによる一時保護件数は、平成 23 年度に大幅に減少しているのに対し、宇都宮市民のDVによる一時保護件数(市女性相談所を経由し保護された者のほか、保護された後、とちぎ男女共同参画センターから情報提供された者を含む。)は、平成 22 年度に急増し、平成 23 年度に一時減少しましたが、再び増加に転じています。



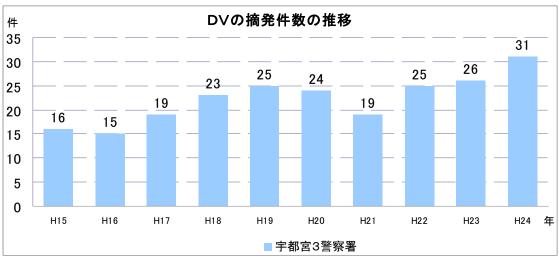
出典)とちぎ男女共同参画センター調べ、宇都宮市配偶者暴力相談支援センター調べ

(3) 最多となった市の警察署管内のDVの認知・摘発件数

DVの認知・摘発件数は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」 が施行された平成13年以降、いずれも最多となっています。



出典) 栃木県警察本部調べ



出典) 栃木県警察本部調べ

3 「宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」の取組状況

「宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」(計画期間:平成21年度~25年度)は、4つの基本目標のもと、DVの防止啓発、相談・保護から自立支援まで、総合的かつ一体的にDV対策に積極的に取り組んできました。計画の取組状況の概要は次のとおりです。

基本目標 I DVを許さない意識づくり

DVの未然防止対策の推進

- DV防止啓発事業として, DV防止講座の開催, DV防止啓発リーフレットの配布, 広報紙等による啓発を図りました。また, 被害者の発見・通報などの協力・連携を図るため, 民生委員・児童委員等にDV問題について周知する必要があることから, 民生委員・児童委員等への説明会を実施しました。
- デートDV防止出前講座は、中学生から専門学校や大学まで幅広く実施しました。 また、平成23年度に、マンガやイラストをふんだんに盛り込んだ中学生向けデート DV防止啓発パンフレットを県内で初めて作成・配布するなど、若年層を対象とした 啓発に先進的に取り組みました。
- 「うつのみやD V 根絶強化月間 (11月)」における啓発事業として、街頭キャンペーンやパネル展示などを実施しました。
- 性別役割分担意識とDV被害は間接的に関係していることから,男女共同参画推進 月間に「ときめく未来へ参画会議」の開催やパネル展示の実施など,集中的に啓発事 業を実施するとともに,年間を通じて男女共同参画に関する講座等を開催するなど, 男女共同参画意識や男女平等意識の醸成を図りました。
- 全小学5年生と教職員に男女共同参画教育参考資料「かがやき」を配付し、授業などで活用するほか、出前講座を実施するなど、小学生の男女共同参画意識の醸成を図り、学校における人権教育・男女平等教育を実施しました。

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

相談体制の充実

- DV被害者への支援体制の強化のため,市配偶者暴力相談支援センターにおいて相談から自立支援に向けて、関係機関と連携しながら取り組みました。
- 相談体制の充実に向けて、平成 20・23 年度に女性相談員を 1 名ずつ増員して急増する相談件数に対応するとともに、女性のための法律相談やカウンセリングなども実施しました。
- 公共施設等へのDV防止ステッカーの貼付, 広報紙への掲載, リーフレットの配布, 医師会・歯科医師会などの協力を得て市内医療機関において相談窓口を周知するなど, 相談窓口を広報するとともに, 研修等の充実により相談員の資質の向上が図られました。
- 国際交流プラザと連携し、外国人向けの多言語リーフレットを作成し、外国人への相談窓口の周知を図るとともに、言葉の壁を持つ外国人に配慮した相談を実施しました。

被害者の安全の確保

- 市配偶者暴力相談支援センターにおいて、警察と連携しながら、加害者から追跡される危険のある被害者とその子どもの緊急時の安全を確保しました。
- とちぎ男女共同参画センターと連携し、被害者の状況に関する情報共有を図り、被 害者とその子どもの円滑な一時保護につなげました。
- 市配偶者暴力相談支援センターの相談員が、一時保護施設まで被害者とその子ども に同行、助言を行い、速やかな一時保護につなげました。

基本目標皿 実効性のある自立支援体制づくり

被害者の自立支援体制づくり

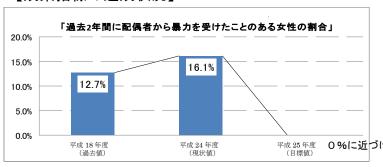
- 地域で暮らす他の被害者との出会いや様々な情報交換,自分の持つ力・可能性を再確認できるような環境を整備しました。
- 就労準備に向けた支援として,被害者のための I T講座や女性のための再就職準備セミナーを実施しました。
- 心と体の健康回復に向けた支援として、自立支援事業における心のケア講座・相談 会の実施や、地域保健活動における母子健康支援を実施しました。
- 福祉施策等を活用した支援として、生活保護制度や各種手当等などに配慮し、支援 しました。
- 被害者の子どもの心のケアとして、保育士・支援者等との交流事業の実施や関係機 関等との連携による相談などへの対応をしました。
- 就学における支援として、転入学の手続等に配慮しました。

基本目標IV DV対策の推進体制づくり

関係機関等との連携・協働によるDV対策の推進

- 加害者から逃れて危機的状況を脱した被害者とその子どもが、新たな地域において 自立が図れるよう、民間支援団体と連携しながら心身回復に向けた講座や就労支援講 座等の自立支援事業を実施しました。
- 庁内外のネットワーク組織においてDV対策の課題を共有し、対応の改善に努めるとともに、民間団体と連携した自立支援事業を進めることで、DV被害者に寄り添った支援が進みました。

【成果指標の達成状況】



- ・「過去 2 年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合」(25 年度目標値:0%に近づける)は、平成 18 年度の 12.7%から 24 年度は 16.1%と増加した。
- ・平成 18 年度調査における暴力の範囲が「身体的・精神的・性的暴力」だったのに対し、平成 24 年度調査においては、「経済的・社会的暴力」を暴力の範囲に加えた。

出典)「平成18年度男女共同参画に関する市民意識調査」宇都宮市,「平成24年度市政に関する世論調査」宇都宮市

【活動指標の達成状況】

※評価基準:目標値を9割以上達成は◎,7割以上9割未満は○,7割未満は△,未実施は×で表す

◎「第2次宇都宮市男女共同参画行動計画」 活動指標の達成状況

| 施策の | 取り組むべき | 施策・事業名 | 活動指標 | 24 年度 | 24 年度 | 評 |
|-------------------|-------------------|--------------------------|-----------------------------------|-------|---------------|---|
| 方向 | 施策 | (具体的な取組) | (参考指標) | 目標値 | 実績 | 価 |
| 4 女性に対 する暴力 | (1)女性に対 する暴力防止 | DV 根絶強化月 間の啓発 | 啓発事業数 (街頭 キャンペーンでの 啓発物品配布数) | 3事業 | 7事業 1,000枚 | 0 |
| 根絶への取組 | のための啓発 | 女性のためのカ ウンセリングの 実施 | 実施回数 (人数) | 35 回 | 11 回 33 人 | Δ |

◎「配偶者からの暴力対策基本計画」 活動指標の達成状況

| 施策の 方向 | 取り組むべき 施策 | 施策・事業名 (具体的な取組) | 活動指標(参考指標) | 25 年度 目標値 | 24 年度 実績 | 評価 |
|--------------------|---------------------------------------|------------------------------|--|-------------------|-------------------------|----|
| 1 D V の + みた | (1) DV防止 に向けた啓発 の充実 | デート DV 防止 出前講座の実施 | 受講者数 | (5 か年) 1,000 人 | 累計 1,553 人 | 0 |
| 未然対策を対する | (2) 人権教育 や男女共同参 画の意識づく りの充実 | 男女共同参画推 進月間等におけ る啓発の実施 | 男女共同参画推 進センター主催 講座の受講者数 | 1,700 人 | 2,338 人 | 0 |
| 2 | (3) 相談窓口 の周知の強化 | 公共施設等への DV防止ステッ カー貼付 | 本市施設へのD V防止ステッカ ーの貼付枚数 | 1,000 枚 (5 か年) | 1,001 枚 (累計) | 0 |
| 相談のを知る | (4) 配偶者暴 力相談支援セ ンターの相談 機能の充実 | 相談員の質の向上 | ①相談機関等に 相談した女性被 害者の割合 ②スーパーバイ ザーによる研修 の実施 | ①60% ②—回 | ①43.4% (H23) ②2 回 | 0 |

| 施策の 方向 | 取り組むべき 施策 | 施策・事業名 (具体的な取組) | 活動指標(参考指標) | 25 年度 目標値 | 24 年度 実績 | 評価 |
|---|---|---|--|--------------|-----------------------------------|-------------|
| 4 被害者 | (8) 被害者の | 被害者の居場所 の整備 | 居場所利用者の 人数 | 延 500 人 | 延 330 人 | \triangle |
| の 自 立 接 の 体 制 を つ くる | (8) 被害者の 自立に向けた 各種生活支援 | 共通相談シート の作成とシート を活用した同行 支援 | 共通相談シート により同行支援 した被害者の人 数 | 年 48 人 | 必要に応じ て,関係機関 等への同行 支援を実施 | |
| | (9)被害者の 子どもの心の ケアや発育・就 学等支援 | 保育士・支援者等 との交流事業の 実施 | 子どもの参加人数 | 延 120 人 | 延 27 人 | \triangle |
| 5 関関連働り対推る 係と携に D 策進 | (10) 関係部署・関係機関等 との連携強化 | 関係職員に対す る 2 次被害防止 研修の実施 | ①2 次被害防止 研修の開催回数 ②2 次被害防止 に向けた市職員 への啓発回数 | 計3回 | ①0 回 ②1 回 | \triangle |
| | | 「DV 対策関係 機関ネットワー ク会議」を通した 事例検討・ 取組 課題の解決,連携 強化 | 「DV 対策関係 機関ネットワー ク会議」構成団 体と連携して対 応した相談事案 件数 | 380 件 | 294 件 | 0 |
| | (11)民間団体 等との連携と 協働 | 民間シェルター の運営費助成 | 民間支援団体と 協働で実施した 事業数 | 8 事業 | 7 事業 | 0 |

4 市民意識調査に基づくDVの現状

本市では、「第3次宇都宮市男女共同参画行動計画」策定の基礎資料とするため、平成23年度に「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。この調査から見えてきたDVの現状は次のとおりです。

(1)調査概要

① 調査目的

平成24年度に「第3次宇都宮市男女共同参画行動計画」を策定するに当たり、過去の市民意識調査や全国調査と比較検討しながら、男女共同参画に関する市民意識の現状や変化、地域性等を的確にとらえ、問題・課題等を明らかにし、今後の男女共同参画を推進する上での基礎資料とするもの

- ② 調査期間
 - 平成23年9月20日(火)~10月7日(金)
- ③ 対象者宇都宮市在住の20歳以上の男女、3,000人
- ④ 調査方法郵送によるアンケート調査
- ⑤ 調査項目
 - ア 男女平等意識
 - イ ワーク・ライフ・バランス
 - ウ 家庭生活
 - エ 地域・社会参画
 - オ職業・就労
 - カー少子高齢化
 - キ 男女の人権
 - ク 男女共同参画に関する施策
 - ケ 回答者の属性

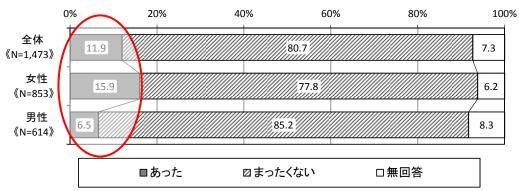
⑥ 回収結果

| | | 発 送 | 回 収 | | |
|-------|------|--------|---------------|--------|--------|
| | | サンプル数 | 右 热同顺粉 | 有効回答率 | 無効票 |
| | | リンプル数 | 有効回収数 | 有効凹合学 | (白票など) |
| 全 体 | | 3,000 | 1, 473 | 49. 1% | 6 |
| .644- | 女 性 | 1,500 | 853 | 56. 9% | _ |
| 性 | 男 性 | 1, 500 | 614 | 40. 9% | — |
| 別 | 性別不明 | _ | 6 | _ | 6 |

(2)調査の結果

① 過去2年間に配偶者や恋人から暴力を受けた経験がある人の割合

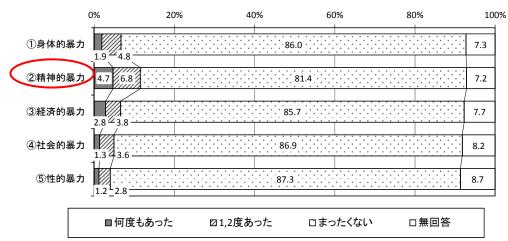
配偶者や恋人から過去2年間に暴力を受けた経験がある人は約1割で,女性が15.9%, 男性は6.5%となっています。



夫婦・パートナー間での暴力【全体・性別】

② 種類別に見た女性が暴力を受けた経験

女性が受けた暴力を種類別に見ると、「精神的暴力」が 11.5%、「身体的暴力」 が 6.7%、「経済的暴力」が 6.6%、「社会的暴力」が 4.9%、「性的暴力」が 4.0%と なっており、「精神的暴力」が最も多くなっています。

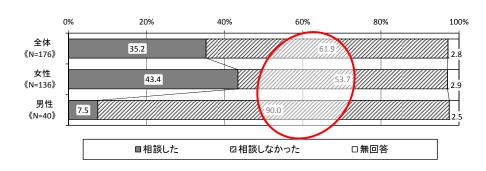


種類別に見た女性が暴力を受けた経験

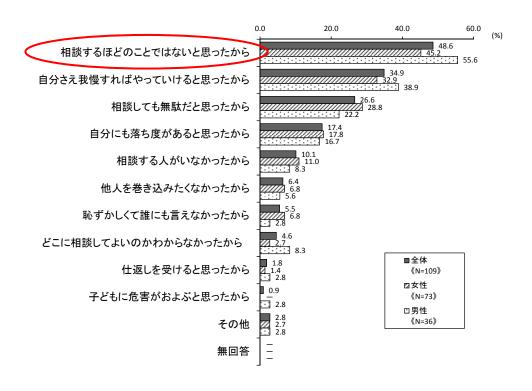
③ 暴力を受けた時の相談の有無

暴力を受けた人の6割は誰にも相談しておらず、特に、男性被害者の9割は誰にも相談していません。相談しなかった理由は、「相談するほどのことではないと思ったから」が約5割を占めています。また、相談先は「親族」が6割、「友人・知人」が5割と多く、「市や県等の公的機関の相談窓口・電話など」は約1割と少ない状況です。

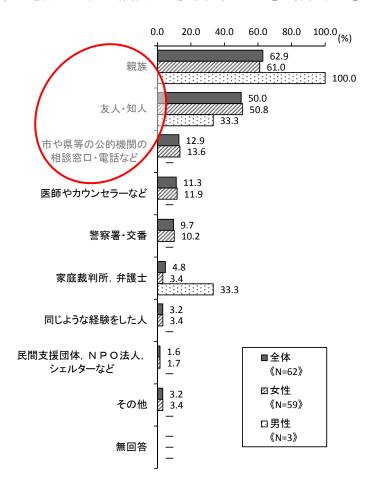
暴力を受けた時の相談の有無【全体、性別】



相談しなかった理由【全体、性別】



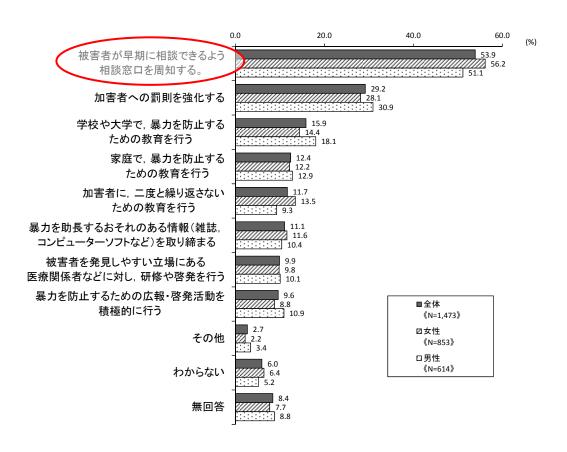
暴力を受けた後の相談先く複数回答可>【全体、性別】



④ DVを防止するために必要なこと

配偶者や恋人からの暴力を防止するためには、「被害者が早期に相談できるよう、相談窓口を周知する」ことが最も必要だと考えています。

DVを防止するために何が必要か【全体・性別】



5 「配偶者などからの暴力に関する調査」における被害者の現状と課題

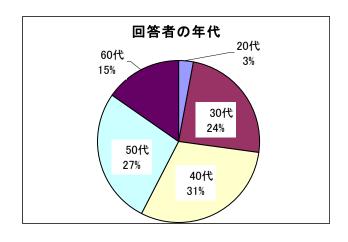
「第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」の策定に当たり、DV被害者から直接声を聞くことにより、被害者に寄り添った支援ができるよう、市内DV被害者(過去の居住者を含む)を対象に、本市独自の面接によるアンケート調査を実施し、課題を整理しました。

1 調査概要

- ①調査対象 DV 被害者 計 33 名 (20 代 1 名, 30 代 8 名, 40 代 10 名, 50 代 9 名, 60 代 5 名)
- ②調査方法 原則面接による聞き取り (遠隔地在住者には電話を利用した聞き取り)
- ③調査期間 平成25年4月12日から5月31日まで
- ④調査主体 宇都宮市市民まちづくり部男女共同参画課 (認定 NPO 法人 ウイメンズハウスとちぎ」に委託)

⑤調査項目

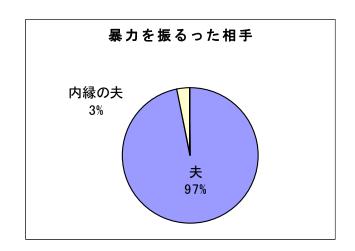
- (1) 加害者からの暴力被害の状況
- (2) 子どもへの影響
- (3) 加害者から離れた時期, 避難先
- (4) 相談・支援機関に対する要望
- (5) 就労に関すること
- (6) 住まいに関すること
- (7) 福祉制度の利用に関すること
- (8) 健康面の不安
- (9)「居場所における自立支援事業」に関すること
- (10) その他(抱えている悩みや DV 対策を推進するために取り組んで欲しいことなど)

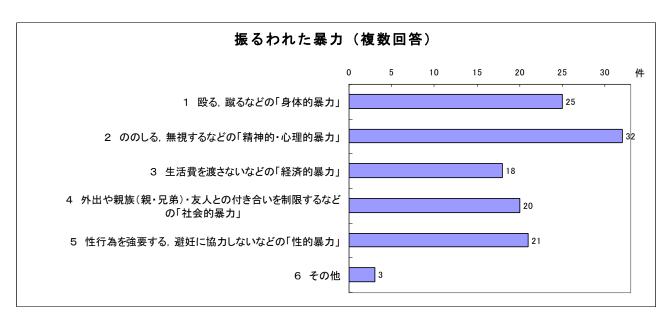


2 調査結果

(1) 加害者からの暴力被害の状況

- ・加害者との関係は、「夫(32件, 97.0%)」、次いで「内縁の夫(1件, 3.0%)」と なっています。
- ・加害者からの暴力は、「ののしる、無視するなどの精神的・心理的暴力(32件,97.0%)」が最も多く、次いで「殴る、蹴るなどの身体的暴力(25件,75.8%)」となっており、被害者の多くが「精神的・心理的暴力」「身体的暴力」を受けています。
- ・また、被害者の5割以上が「性行為を強要する、避妊に協力しないなどの「性的暴力」(21件,63.6%)」「外出や親族(親・兄弟)・友人との付き合いを制限するなどの「社会的暴力」(20件,60.6%)」「生活費を渡さないなどの「経済的暴力」(18件,54.5%)」を受けています。



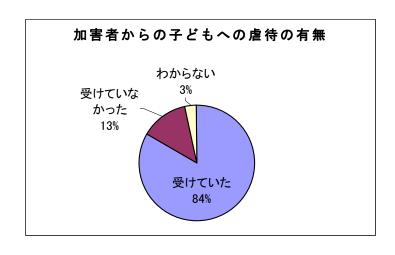


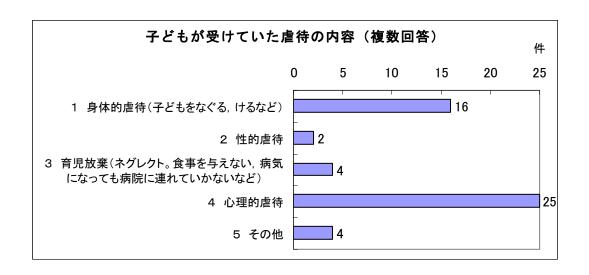
課題

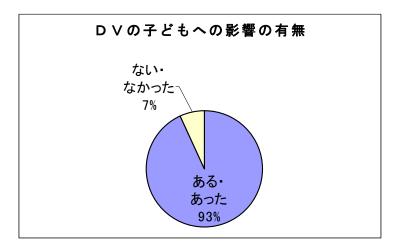
被害者のほとんどが夫から様々な暴力を受けていることから、結婚前からの交際中における「デート DV」の防止啓発をはじめ、既婚者も含めた幅広い世代を対象にした啓発が必要であり、精神的・身体的な暴力の他、性的・社会的・経済的暴力なども DV であることを広く周知する必要があります。

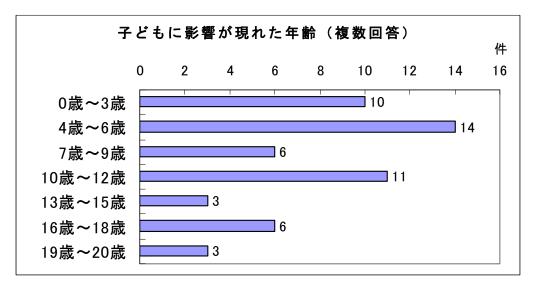
(2) 子どもへの影響

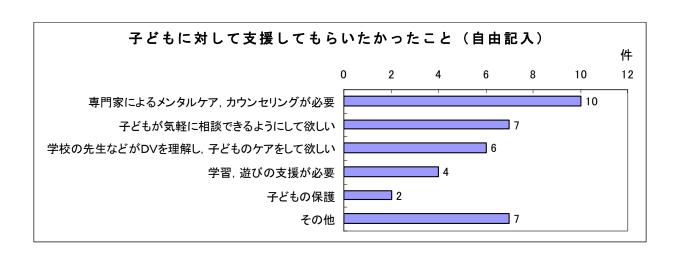
- ・加害者から暴力を受けていた時期に同居する子どもがいた被害者は、9割以上 (30件,90.9%)を占めており、そのうちの8割以上(25件,83.3%)の子どもが 虐待を受けています。
- ・子どもが受けていた虐待は、全員が「心理的虐待(25件,100%)」を受けており、 そのうち、「子どもはあなたが暴力を受けたところを見ていた(22件,88.0%)」 「子どもに直接、言葉で脅したり心を傷つけたりする態度をとっていた(21件, 84.0%)」が8割を超えています。次いで、6割以上の子どもが「身体的虐待(16件,64.0%)」を受けています。
- ・DV の子どもへの影響が「ある・あった」という回答は9割を超えており(28件,93.3%),影響が現れた年齢は幼少時期から成人に至るまで幅広いことが分かります。
- ・子どもへの影響として多かったものは、「大人・両親の顔色を伺う(16件)」「乱暴・攻撃的な行動や言動がある(10件)」「表情が乏しい(9件)」「父親への恐れや憎悪(9件)」「緊張している(8件)」「不登校(8件)」となっており、また、身体にも影響が現れていることが分かります。
- ・子どもに対して支援してもらいたかったことは、「専門家によるメンタルケア、カウンセリングが必要(10件)」が最も多く、次いで「子どもが気軽に相談できるようにして欲しい(7件)」「学校の先生などが DV を理解し、子どものケアをして欲しい(6件)」と回答しています。











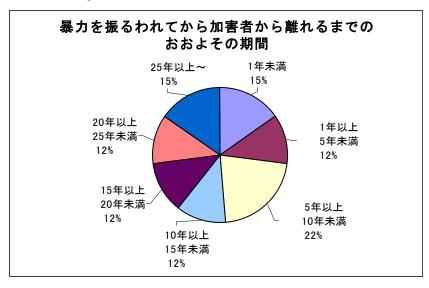
課題

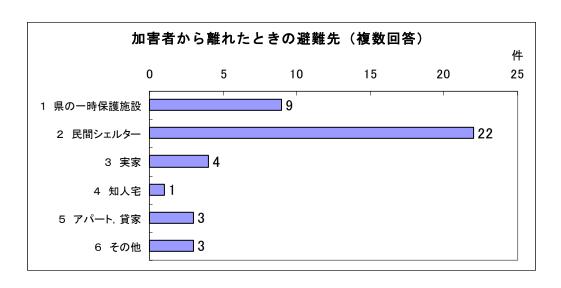
DVが児童虐待と密接に関係しており、加害者からの暴力が子どもにも影響していることから、DVそのものが子どもへの虐待であることを認識した上で、幼少時期から成人まで継続した専門家によるメンタルケア、カウンセリング等の支援や、日常生活や学校生活において子どもが安心して相談しやすい環境を整備することが求められています。

また, 虐待等に係る関係部署との連携が必要です。

(3) 加害者から離れた時期, 避難先

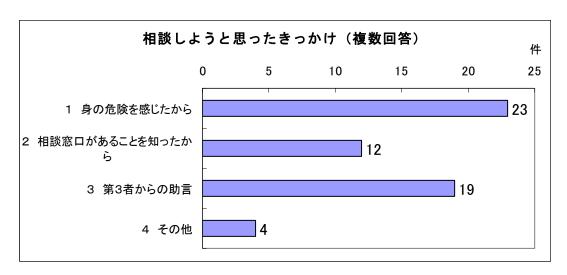
- ・暴力を振るわれてから加害者から離れるまでの期間は、「1年未満」が5件、「1年以上5年未満」が4件と少なく、7割以上の被害者が5年以上もの長期間に渡り加害者から離れずに暴力に耐えています。
- ・加害者から離れたときの避難先は、「民間シェルター (22 件, 66.7%)」が 6 割 を超えており、次いで「県の一時保護施設(9 件, 27.3%)」「実家(4 件, 12.1%)」 となっています。

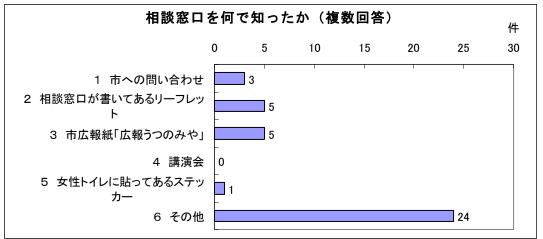


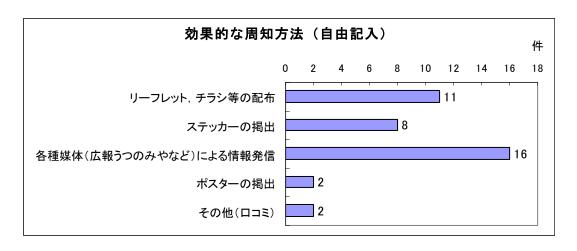


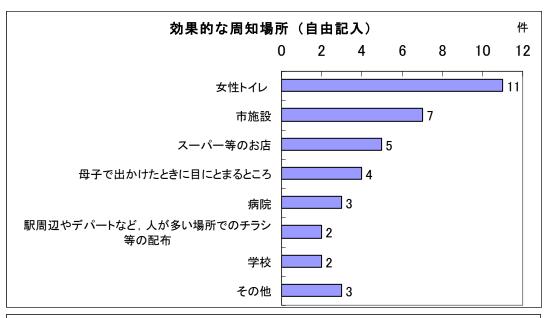
(4) 相談・支援機関に対する要望

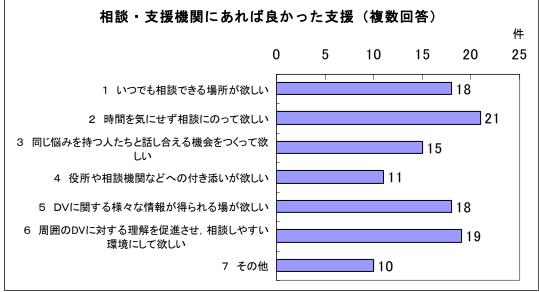
- ・相談しようと思ったきっかけは、「身の危険を感じたから(23件, 69.7%)」が 最も多く、次いで「第3者からの助言(19件, 57.6%)」「相談窓口があること を知ったから(12件, 36.4%)」となっています。
- ・相談窓口を知った方法は、「その他(24件、72.7%)」が最も多く、そのほとんどが「友人、弁護士、警察等の第3者から教えてもらった」と回答しています。次いで「相談窓口が書いてあるリーフレット(5件、15.2%)」「市広報紙(5件、15.2%)」「市への問い合わせ(3件、9.1%)」「女性トイレに貼ってあるステッカー(1件、3.0%)」となっています。
- ・それに対して、相談窓口の効果的な周知方法は、「リーフレット、チラシ等の配布(11件)」が最も多く、次いで「ステッカーの掲出(8件)」「各種媒体(広報うつのみや、生理用品のパッケージ、テレビ、インターネットなど)による情報発信(16件)」となっています。
- ・また,**周知場所**については,「女性トイレ(11件)」が最も多く,次いで「市施設(7件)」「スーパー等のお店(5件)」「母子で出かけたときに目にとまるところ(4件)」「病院(3件)」となっています。
- ・DV の相談・支援機関にあれば良かった支援は、「時間を気にせず相談にのって 欲しい (21 件, 63.6%)」が最も多く、次いで「周囲のDVに対する理解を促進 させ、相談しやすい環境にして欲しい (19 件, 57.6%)」「いつでも相談できる 場所が欲しい (18 件, 54.5%)」「DV に関する様々な情報が得られる場が欲しい (18 件, 54.5%)」となっています。
- ・助かった支援は、「相談しやすい民間の相談機関があったこと(27 件)」が最も多く、次いで「役所や相談機関などへの付き添い(8 件)」「DV 被害の当事者同士で話せる機会が得られたこと(7 件)」「シェルターがあったこと(5 件)」「金銭的な支援(2 件)、生活物資の支援(2 件)」「自立支援事業に参加できたこと(2 件)」となっています。

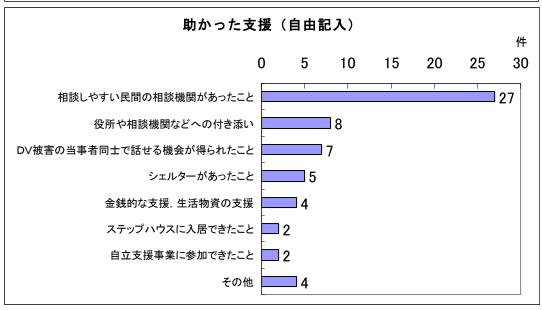












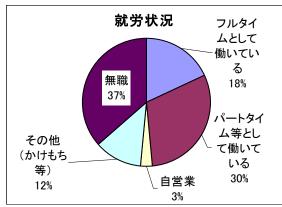
課題※(3)~(4)の総括

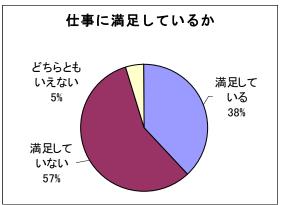
DV被害者が暴力を受けながらも加害者の元から長期間離れずにいるケースが多く,また,DVは家庭内で行われ,外部から発見されにくい特性や家族の問題とする傾向があることから,深刻な被害を招かないよう,より一層,相談窓口等の積極的な周知やDVについての理解を深めるための啓発に努めることが必要であり,特に,被害者のより身近なところでの効果的な周知啓発が求められています。

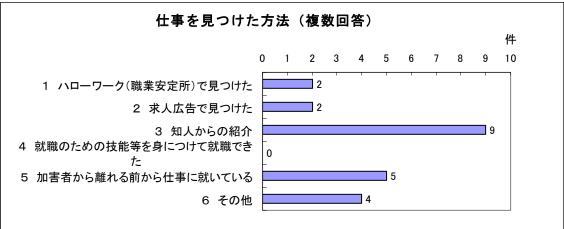
また,民間の相談機関,関係機関,行政の更なる連携により,被害者の相談から一時保護,行政手続等の同行支援,自立に至るまでの支援の充実を図ることが求められています。

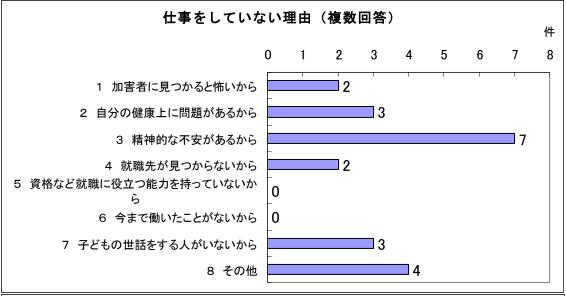
(5) 就労に関すること

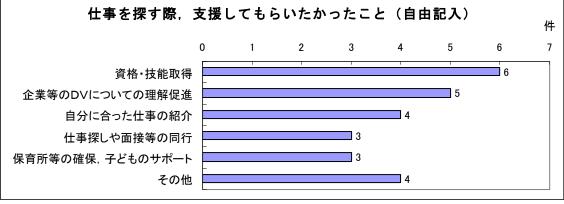
- ・就労状況については、21人(63.6%)が「仕事をしている」と回答しており、そのうち、「パートタイム等として働いている(10件、30.3%)」が最も多く、次いで「フルタイムとして働いている(6件、18.2%)」となっています。また、「その他(4件、12.1%)」のうち、2人が「フルタイムとアルバイト等とのかけもちで仕事をしている」と回答しています。
- ・仕事を見つけた方法は、「知人からの紹介(9件,42.9%)」が最も多く、次いで 「加害者から離れる前から仕事に就いている(5件,23.8%)」となっています。
- ・仕事の給与, 待遇, 職場環境に対して「満足している」が8件(38.1%),「満足していない」が12件(57.1%)となっており, 5割以上の人が仕事に満足していません。
- ・満足していない理由は、「給与が安い(6件)」が最も多く、その他、勤務形態等 の条件が合わないなどが理由となっています。
- ・仕事をしていない理由は、「精神的な不安があるから(7 件, 58.3%)」が最も多く、次いで「自分の健康上に問題があるから(3 件, 25.0%)」「子どもの世話をする人がいないから(3 件, 25.0%)」となっています。
- ・仕事を探す際に支援してもらいたかったことは、「資格・技能取得(6 件)」「企業等の DV についての理解促進(5 件)」「自分に合った仕事の紹介(4 件)」「仕事探しや面接等の同行(3 件)」「保育所等の確保、子どものサポート(3 件)」となっています。











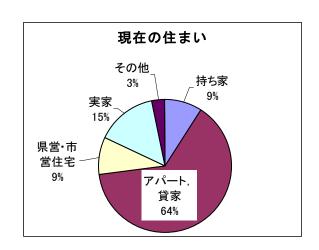
課題

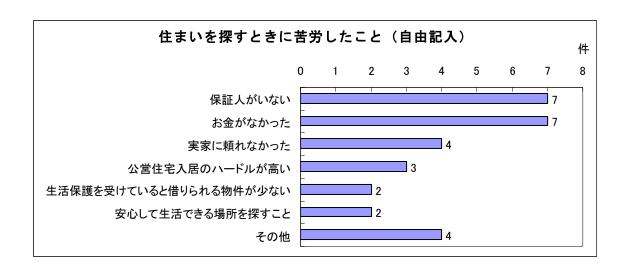
就職に結び付くような資格・技能取得の支援や、被害者が働きやすい環境を整えるために企業等の DV についての理解促進を進めていくことが求められています。

また, DV 被害者は, 精神的な不安, 健康上の問題, 子どもの世話などの問題により 就労が困難であり, また, 就労していてもパートタイム等として働いているため, 経済 的に苦労していることから, 既存の福祉施策等の十分な活用が重要です。

(6) 住まいに関すること

- ・現在の住まいは、「アパート、貸家(21件、63.6%)」が最も多く、次いで「実家(5件、15.2%)」となっており、「持ち家」「県営・市営住宅」がそれぞれ3件(9.1%)となっています。
- ・住まいを探すときに苦労したことは、7人が「保証人がいない」「お金がなかった」と回答しており、次いで「実家に頼れなかった(4件)」、「公営住宅入居のハードルが高い(3件)」と回答しています。



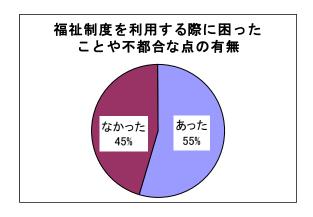


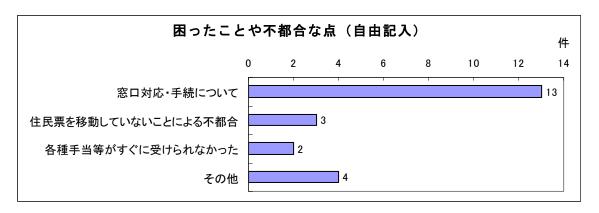
課題

民間アパート等は家賃が高く、保証人を探すことが難しいこともあるので、被害者が 安心して住むことができる住まいの確保が求められています。

(7) 福祉制度の利用に関すること

- ・DV 被害者であることで福祉制度を利用する際に困ったことや不都合な点について、5割以上が「あった(18件、54.5%)」と回答しています。
- ・具体的には、「窓口対応・手続について(13 件)」が最も多く、次いで「住民票を移動していないことによる不都合(3 件)」「各種手当等がすぐに受けられなかった(2 件)」となっています。また、「その他」として、個人情報の漏えいについて心配だったと回答しています。





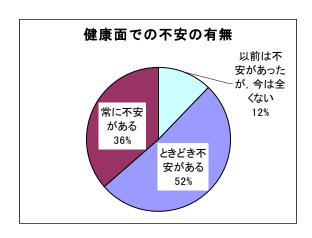
課題

DV 被害者の気持ちに配慮するとともに、スムーズな行政手続の窓口対応が求められています。

また、住所等の被害者に係る情報の管理に細心の注意が求められています。

(8) 健康面の不安

- ・健康面の不安について,5割以上の人が「ときどき不安がある(17件,51.5%)」 と回答しており、次いで「常に不安がある(12件,36.4%)」「以前は不安があっ たが、今は全くない(4件,12.1%)」となっています。
- ・そのうち、9割以上が落ち込みやうつ病など、精神的な症状で不安に思っており、約2割が身体的な症状で不安に思っています。



<健康面で不安なこと>

〇精神的な症状 (30人)

落ち込み,うつ病,動悸,パニック,緊張,お金の不足のことが頭から離れない,不眠,漠然とした不安,幻聴,幻覚,自殺願望,PTSD(フラッシュバック,悪夢など),対人恐怖・人間不信(男性恐怖,外出できないなど),音への恐怖(大声,電話の音など) など

〇身体的な症状 (8人)

ふらつき,頭がすっきりしない,冷え,過食,吐き気,痛み,膝関節痛,腰痛,疲れやすくだるい,頭痛,腹痛,胃痛,更年期障害 など

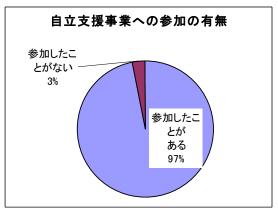
課題

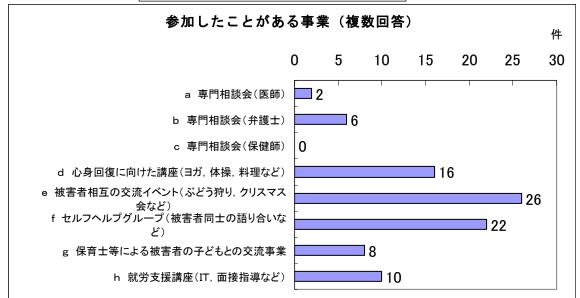
被害者は、加害者から逃れた後も心身ともに健康面での不安を抱えており、特に、継続した精神的なケアが必要です。

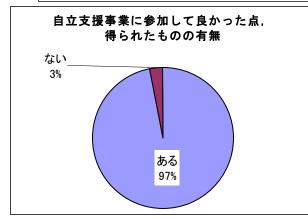
(9)「居場所における自立支援事業」に関すること

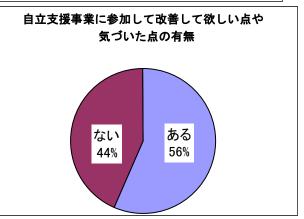
- ・居場所における自立支援事業(宇都宮市主催。ウイメンズハウスとちぎが受託) には,32人(97.0%)が参加したことがあり、「被害者相互の交流イベント(ぶどう狩り、クリスマス会など)(26件,78.8%)」への参加が最も多く、次いで「セルフへルプグループ(被害者同士の語り合いなど)(22件,66.7%)」「心身回復に向けた講座(ヨガ、体操、料理など)(16件,48.5%)」「就労支援講座(IT,面接指導など)(10件,30.3%)」となっています。
- ・参加したことがある人の9割以上が「参加して良かった点や得られたものがある(31件,96.9%)」と回答しており、そのうちの8割以上が「被害者同士で話が出来たこと、一緒にいられたこと(26件)」が良かったと回答しています。

・改善して欲しい点や気づいた点については、5割以上の人が「ある(18件, 56.25%)」と回答しており、「様々な日時に開催して欲しい(3件)」「子どもが喜ぶイベント(2件)」「親子が別々にイベントに参加できるようにして欲しい(2件)」「作品を作るような内容が良い(2件)」などの回答がありました。







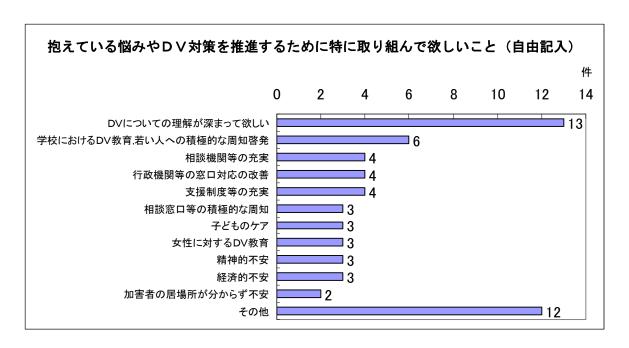


課題

DV 被害者が心身ともに回復し、自立に向かえるよう、被害者のニーズを反映しながら、より充実した事業内容にしていくことが求められています。

(10) その他(抱えている悩みや DV 対策を推進するために取り組んで欲しいことなど)

- ・「DV についての理解が深まって欲しい(13 件)」という意見が最も多く、学校 関係者、医療関係者、保健所等各種行政窓口職員、民生委員をはじめ、広く社 会に理解を深めて欲しいと回答しています。
- ・次いで「**学校における DV 教育**(4 件), **若い人への積極的な周知啓発**(2 件)」 という意見が多く, 若年層に対する学校での **DV** 教育や各種媒体を活用した積 極的な周知啓発の必要性を訴えています。
- ・その他,「相談機関等の充実(4件)」「行政機関等の窓口対応の改善(4件)」「支援制度等の充実(4件)」「相談窓口等の積極的な周知(3件)」「子どものケア(3件)」「女性に対する DV 教育(3件)」を求めており、また、「精神的不安(3件)」「経済的不安(3件)」「加害者の居場所が分からず不安(2件)」などの悩みを抱えています。



課題

DV 被害者は、様々な場面で DV に対する理解不足に苦しめられています。多様な広報媒体を活用した効果的な周知啓発や学校における DV 教育を行い、社会全体に DV についての理解を深めるとともに、特に、被害者やその子どもが関わることが多い学校関係者、医療関係者、保健所等各種行政窓口職員の DV についての理解を深め、被害者の二次被害の防止、 DV の早期発見、早期対応、自立に向けた支援等につなげていく必要があります。

また、DV被害者は、加害者から逃れた後も様々な問題や悩みを抱えており、被害者の自立に向け、民間支援団体等と連携した継続した支援が必要です。

6 現状から導き出した課題

第3次男女共同参画行動計画(上位計画)の基本目標「男女が互いに人権を尊重し大切にする社会の実現」のうち、施策の方向「男女間におけるあらゆる暴力の根絶」にある、施策「配偶者や恋人からの暴力対策の推進」に位置付けられた事業ごとに、社会の動向や本市の状況を踏まえるとともに、現行計画の取組状況、DV被害者実態調査(平成25年5月実施)、市民意識調査(平成23年度)に基づき、課題を整理しました。

1 DVの未然防止対策の推進

- 被害者は女性のほうが多く、配偶者などからの女性に対する暴力は女性の人権を著しく侵害する重大な問題であり、男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、その前提として、女性に対する暴力は絶対にあってはならないことであることから、人権教育や男女共同参画意識の醸成に取り組むことが必要です。
- 若年層からの意識啓発が効果的であることから、より多くの学校等で啓発機会を設けられるよう、教育関係者へ働きかけていく必要があります。また、子どもの頃から 人権教育や男女共同参画意識の醸成にも取り組むことが必要です。
- 被害者のほとんどが夫から様々な暴力を受けていることから,結婚前からの交際中におけるDVの防止啓発をはじめ,既婚者も含めた幅広い世代を対象にした啓発が必要であり,精神的・身体的な暴力のほか,性的・社会的・経済的暴力などもDVであることを広く周知する必要があります。
- DV被害者は、様々な場面でDVに対する理解不足に苦しめられていることから、 多様な広報媒体を活用した効果的な周知啓発や学校におけるDV教育を行い、社会全体にDVについての理解を深めるとともに、特に、被害者やその子どもが関わることが多い学校関係者、医療関係者、各種行政窓口職員のDVについての理解を深め、被害者の二次被害の防止、DVの早期発見、早期対応、自立に向けた支援等につなげていく必要があります。

2 相談体制の充実

- 専門性の高い相談内容や増加傾向にあるDV相談に対応し,DV被害者の自立に向けた支援を進めるためには,市配偶者暴力相談支援センターの体制の充実が必要です。
- DV被害者が暴力を受けながらも加害者の元から長期間離れずにいるケースが多く、また、DVは家庭内で行われ、外部から発見されにくい特性や家族の問題とする傾向があることから、深刻な被害を招かないよう、より一層、相談窓口等の積極的な周知に努めることが必要であり、特に、被害者のより身近なところでの効果的な周知が求められています。
- 民間の相談機関,関係機関,行政の更なる連携により,被害者の相談から一時保護, 行政手続等の同行支援,自立に至るまでの支援の充実を図ることが求められています。

3 被害者の安全の確保

○ 引き続き,市配偶者暴力相談支援センターにおいて,警察やとちぎ男女共同参画センター,民間支援団体との情報共有・連携強化を図るとともに,一時保護者の同行,助言等を行うなど,被害者の円滑な一時保護が必要です。

4 被害者の自立支援体制づくり

- 民間の相談機関,関係機関,地域,行政の更なる連携により,被害者の相談から一時保護,行政手続等の同行支援,自立に至るまでの支援の充実を図ることが求められています。
- DVが児童虐待と密接に関係しており、加害者からの暴力が子どもにも影響していることから、DVそのものが子どもへの虐待であることを認識した上で、幼少時期から成人まで継続した専門家によるメンタルケア、カウンセリング等の支援や、日常生活や学校生活において子どもが安心して相談しやすい環境を整備することが求められています。
- 就職に結び付くような資格・技能取得の支援や、被害者が働きやすい環境を整える ために企業等のDVについての理解促進を進めていくことが求められています。
- DV被害者は、精神的な不安、健康上の問題、子どもの世話などの問題により就労が困難であり、また、就労していてもパートタイム等として働いているため、経済的に苦労していることから、既存の福祉施策等の十分な活用が重要です。
- 民間アパート等は家賃が高く、保証人を探すことが難しいこともあるので、被害者が安心して住むことができる住まいの確保が求められています。
- 被害者の自立支援においても、被害者の安全確保を図る必要があることから、住所 等の被害者に係る情報の管理に細心の注意が求められています。
- 被害者は、加害者から逃れた後も心身ともに健康面での不安を抱えており、特に、 継続した精神的なケアが必要です。
- DV被害者が心身ともに回復し、自立に向かえるよう、被害者のニーズを反映しながら、より充実した自立支援事業にしていくことが求められています。

5 関係機関等との連携・協働によるDV対策の推進

- DV被害者の気持ちに配慮するとともに、スムーズな行政手続の窓口対応が求められています。
- DV被害者は、様々な問題や悩みを抱えており、被害者の相談から自立に向け、虐待等に係る関係部署や民間支援団体等と連携した継続した支援が必要です。
- 被害者が市域をまたがって避難する場合,他市町と連携した被害者への支援が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方と基本目標

1 計画の基本的な考え方

本計画は、市男女共同参画推進条例第3条(1)及び「第3次男女共同参画行動計画」 に掲げている「男女の個人としての尊厳の尊重」を基本理念としつつ、配偶者からの暴力の防止、緊急時の安全確保、被害者の自立支援等の施策を総合的かつ一体的に推進するため、下記のことを「基本的な考え方」として定め、各種事業に取り組みます。

- (1) DVは, 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識のもと, 市 民と行政が一体となって社会全体にDVについての理解を深め, DVを許さな い社会をつくります。
- (2) 被害者の安心と安全に配慮し、相談・保護から自立に向けた切れ目のない支援を行います。
- (3) 関係機関、民間支援団体、行政の連携・協力体制を強化し、被害者の相談・保護から自立に至るまで、被害者を孤立させない支援を行います。

2 計画の基本目標

「第 2 次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」の基本的な考え方を具現化し、 DV を根絶するため、次の 3 つの基本目標を掲げます。

基本目標 I DVを許さない社会づくり

○ 社会全体にDVについての理解浸透

DVを許さない社会をつくるためには、市民と行政が一体となって社会全体にDVについての理解を深める必要があることから、若年層をはじめ、幅広い世代を対象に、様々な機会や手段を通じてDVに関する教育や各種啓発事業を行うとともに、特に、被害者やその子どもに関わることが多い学校関係者、医療関係者、各種行政窓口職員等のDVについての理解を深め、DVの未然防止、早期発見、早期対応につなげていきます。

○ 人権教育,男女共同参画意識の醸成

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、被害者の多くは女性であり、男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、その前提として、女性に対する暴力は決して許されない行為であることから、人権教育や男女共同参画意識の醸成に取り組みます。

基本目標Ⅱ 相談から自立に向けた切れ目のない支援体制の充実

○ 相談体制の充実

DVは家庭内で行われ、外部から発見されにくい特性や家族の問題とする傾向があり、被害者は暴力を受けながらも逃げ出さずに悩んでいることから、深刻な被害を招かないよう、被害者のより身近なところでの相談窓口等の積極的・効果的な周知を行います。

また,専門性の高い相談内容や増加傾向にある相談に的確に対応していくため,配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実を図ります。

○ 保護体制の充実

DVは、被害者の生命身体の安全に直結する重大な問題であり、緊急時における被害者とその子どもの安全を確保するため、配偶者暴力相談支援センターにおいて、警察やとちぎ男女共同参画センターとの情報共有・連携強化を図るとともに、一時保護者の同行、助言等を行うなど、被害者の円滑な一時保護を行います。

また,被害者に保護命令制度について教示するなど,保護命令制度の円滑な利用及 び実効性の確保を図ります。

○ 自立支援体制の充実

被害者は、複数の悩みを同時に抱えながら自立に向けた生活を始めなければならないことから、被害者の状況に応じたきめ細かな支援ができるよう、行政手続等の同行支援、被害者及びその子どもへの継続した心のケア、就労支援、住宅の確保、既存の福祉施策等の十分な活用による支援、自立支援事業などの自立支援策の充実を図ります。

また,被害者の自立支援においては,被害者の安全を確保するため,住所等の被害者に関する情報管理に細心の注意を払います。

基本目標Ⅲ 推進体制の充実

○ 関係機関、民間支援団体、行政の連携強化

関係機関,民間支援団体,行政の連携・協力体制を強化し,被害者の相談から一時保護,自立に至るまで,被害者の気持ちに配慮しながら,被害者を孤立させない支援体制の充実を図ります。また,他市町との連携により,広域にまたがる被害者へのスムーズな対応を行います。

◎ 本計画は、「第3次宇都宮市男女共同参画行動計画」の分野別計画であることから、同行動計画の「基本目標Ⅲ 男女が互いに人権を尊重し大切にする社会の実現」の「施策の方向 6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶」の目標値「過去2年間に配偶者や恋人から暴力を受けたことのある女性の割合」を0%に近づけることを目標とします。

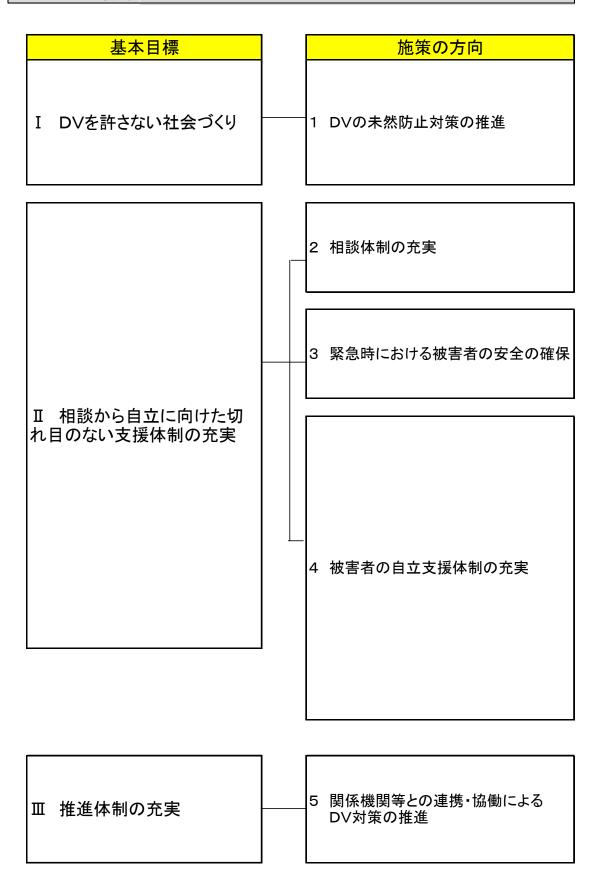
| 成果指標 | 過去値 | 現状値 | 目標値 |
|--------------------------------------|---------|---------|---------|
| | (18 年度) | (23 年度) | (29 年度) |
| 過去 2 年間に配偶者や恋人から暴力を受け たことのある女性の割合 | 12.7% | 15. 9% | 0%に近づける |

[※] 出典)「平成18,23年度男女共同参画に関する市民意識調査」宇都宮市

[⇒]平成 18 年度調査における暴力の範囲が「身体的・精神的・性的暴力」だったのに対し、平成 23 年度調査においては、「経済的・社会的暴力」を暴力の範囲に加えた。

^{※「}平成24年度市政に関する世論調査|宇都宮市 16.1%

3 計画の体系



| | | 施策 | | 事業 番号 | 重点 | 拡充 | 事業 |
|---|--|-----------------------|---|----------|----|----|------------------------|
| _ | | DVの防止・理解促進に向けた | | 1 | | | DV防止啓発事業 |
| | 啓 | 発の充実 | | 2 | 0 | ☆ | 市民協働によるDV防止啓発事業 |
| | | | | | | | |
| | (2) | 若年層からの意識啓発の充実 | | 3 | 0 | ⋫ | デートDV防止啓発事業 |
| | | | | | | | |
| | | 人権教育や男女共同参画の意 | | 4 | | | 人権・男女共同参画に関する啓発事業 |
| | 識 | づくりの充実 | | 5 | | | 学校における人権教育・性と健康に関する教育 |
| | | | | | | | |
| _ | (4) | 相談窓口の周知の強化 | | 6 | 0 | ☆ | 被害者の身近なところでの相談窓口の周知 |
| | (4) | 作談点ロの周知の強化 | | 7 | | | 外国人に対する相談窓口の周知 |
| | | | _ | | | | |
| L | | 配偶者暴力相談支援センター | | 8 | 0 | ☆ | 多様な相談への対応 |
| | の | 相談機能の充実 | L | 9 | | | 各種相談窓口との連携 |
| | | | - | | | | |
| | (B) | ┃ 一時保護における関係機関と | | 10 | | | 関係機関との連携による安全確保 |
| + | | 一時休暖にありる国际候民と [連携 | | 11 | | | 民間支援団体との連携による一時保護 |
| | | X-1/3 | Ĺ | 12 | | | 一時保護者への支援 |
| | | | _ | | | | |
| L | (7) | 保護命令制度の利用 | | 13 | | | 保護命令制度の利用における支援 |
| | | | _ | | | | |
| | | 被害者の自立に向けた各種情 | | 14 | | | 就労・日常生活・各種手続等の情報提供 |
| | 報 | の提供 | | | | | |
| | | | - | | | | |
| | | | | 15 | | | 住宅確保に向けた支援 |
| | (0) | 被害者の自立に向けた各種生 | | 16 | | | 就労準備に向けた支援 |
| | | 被告句の日立に同じた合理工 | | 17 | | | 福祉施策等を活用した支援 |
| | ľ | ~ i& • > 1 | | 18 | 0 | ☆ | 行政手続等における助言・同行支援 |
| | | | | 19 | 0 | | 関係部署との連携による被害者情報の厳正な管理 |
| | | | | | | | |
| | (10 |))被害者の心のケアの充実 | | 20 | | | 心と体の健康回復に向けた支援 |
| | <u>, </u> | | | - | - | | |
| | | | | 21 | 0 | | 子どもの心のケア・発達支援 |
| | | 1)被害者の子どもへの支援の充 | | 22 | | | 就学における支援と配慮 |
| | 実 | | | 23 | | | 保育所入所における配慮 |
| | | | | 24 | | | 保育士・教職員等へのDVに関する研修 |
| | | | _ | | | | |
| | (12 | 2)民間支援団体との連携による | | 25 | 0 | ☆ | 民間支援団体との連携による自立支援事業 |
| | 自 | 立支援事業の充実 | | | | | |
| | | | | | | | |
| | /4/ | 7.81万如黑 81万488951051 | | 26 | | | 関係職員の窓口対応の向上 |
| Г | | 3)関係部署・関係機関等との連 強化 | | 27 | 0 | | 関係部署との情報共有・連携強化 |
| | 155 | 携強化 | | 28 | 0 | | 関係機関等との情報共有・連携強化 |
| | <u>-</u> | | - | | | | |
| L | (14 | 4)他市町との連携強化 | | 29 | | | 他市町との情報共有・連携強化 |
| | | | - | | | | - |

4 目標値(成果指標)の考え方

(1)目標値(成果指標)の考え方

「第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」を着実に推進し、計画の進捗度 合いを計るため、5年後の総体的な目標値(成果指標)を設定します。

(2)目標値(成果指標)

① DVは、外部から発見されにくい特性や家族の問題とする傾向があり、被害者は暴力を受けながらも相談せずに悩んでいることから、DVの未然防止対策の推進や相談体制の充実に取り組み、「配偶者や恋人から暴力を受けたときに相談した人の割合」を40%にすることを目標値とします。

| 成果指標 | 過去値 | 現状値 | 目標値 |
|---------------------------|---------|---------|---------|
| | (18 年度) | (23 年度) | (30 年度) |
| 配偶者や恋人から暴力を受けたときに相談した人の割合 | 31.0% | 35. 2% | 40.0% |

[※] 出典)「平成18,23年度年度男女共同参画に関する市民意識調査」宇都宮市

② 被害者は、複数の悩みを同時に抱えながら自立に向けた生活を始めなければならないことから、相談から自立に向けた切れ目のない支援に取り組み、「市配偶者暴力相談支援センターで相談を受け、暴力から逃れて新たな生活を始めたDV被害者の人数」を55人にすることを目標値とします。

| 成果指標 | 過去値 | 現状値 | 目標値 |
|---|---------|---------|---------|
| | (21 年度) | (24 年度) | (30 年度) |
| 市配偶者暴力相談支援センターで相談を 受け、暴力から逃れて新たな生活を始め たDV被害者の人数 | 5 人 | 25 人 | 55 人 |

[※]出典)宇都宮市配偶者暴力相談支援センター調べ

(市配偶者暴力相談支援センターで相談を受け、配偶者等と別居し、住民票を異動して住民基本台帳の閲覧制限をかけた人数)

5 重点事業の考え方

「第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」に掲げる基本目標を達成するため、 下記の事業を「重点事業」として定め、取り組みます。

また,目標値(成果指標)の達成に向けて,着実に事業を実施するため,重点事業に 5年後の目標値(活動指標)を設定します。

- (1)「宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画(前計画)」に基づいて取り組んできた 重点事業のうち、引き続き、重点的に取り組むべき事業
- (2) DV対策を効果的に推進していくため、地域と行政との協働や民間施設の活用など、新たな視点を持って強化して取り組むべき事業
- (3) 市民意識調査や「配偶者などからの暴力に関する調査」などで市民や被害者のニーズが高く、課題として重点的に取り組むべき事業

◎重点事業,目標値(活動指標)

施策の方向1 DVの未然防止対策の推進

| 事業番号 | 事 業 | 活動指標 | 現状値 (24 年度) | 目標値 (30 年度) | 重点事業の考え方 |
|------|---------------------|---------------------------|----------------|----------------|----------|
| 2 | 市民協働によるDV防 止啓発事業 | 民生委員・児童委 員等への啓発回数 | _ | 年4回 (累計20回) | (2) (3) |
| 3 | デートDV防止啓発事 業 | 中学校等における 出前講座の実施回 数 | 4 回 | 年5回 (累計25回) | (1) (3) |

施策の方向2 相談体制の充実

| 事業番号 | 事 業 | 活動指標 | 現状値 (24 年度) | 目標値 (30 年度) | 重点事業の考え方 |
|------|---------------------|---------------------------------------|--|-------------|-------------|
| 6 | 被害者の身近なところでの相談窓口の周知 | 新たに設置した周 知箇所数(医療機 関を除く民間施 設) | 0 箇所 参考(24 年度現在 周知箇所数) 公共施設, 医療機 関等 708 箇所 | 累計 10 箇所 | (1) (2) (3) |
| 8 | 多様な相談への対応 | 市配偶者暴力相談 支援センターにお けるDV相談件数 | 606 件 | 680 件 | (1) (3) |

施策の方向4 被害者の自立支援体制の充実

| 事業番号 | 事 業 | 活動指標 | 現状値 (24 年度) | 目標値 (30 年度) | 重点事業の考え方 |
|------|--------------------------------|---|----------------|----------------|-------------|
| 18 | 行政手続等における助 言・同行支援 | 同行支援した被害 者の人数 | _ | _ | (3) |
| 19 | 関係部署との連携によ る被害者情報の厳正な 管理 | DV被に 等等住 等等 等 を 民 が 表 が で り し し り り し り り り り り り り り り り り り り | 130 件 | 280 件 | (3) |
| 21 | 子どもの心のケア・発 達支援 | 自立支援事業の子 どもの参加者数 | 延べ27人 | 累計 延べ150人 | (1) (3) |
| 25 | 民間支援団体との連携 による自立支援事業 | 自立支援事業の参 加者数 | 延べ 226 人 | 累計 延べ1,150人 | (1) (2) (3) |

施策の方向 5 関係機関等との連携・協働によるDV対策の推進

| 事業番号 | 事 業 | 活動指標 | 現状値 (24 年度) | 目標値 (30 年度) | 重点事業の考え方 |
|------|----------------------|---------------------------------|----------------|-------------|----------|
| 27 | 関係部署との情報共有・連携強化 | 庁内の関係部署と 連携して対応した 相談事案の件数 | | 000 // | (1) |
| 28 | 関係機関等との情報共 有・連携強化 | 関係機関等と連携 して対応した相談 事案の件数 | 294 件 | 330 件 | (1) |

第4章 施策の展開

基本目標 I D V を許さない社会づくり

社会全体にDVについての理解浸透

DVを許さない社会をつくるためには、市民と行政が一体となって社会全体にDVについての理解を深める必要があることから、若年層をはじめ、幅広い世代を対象に、様々な機会や手段を通じてDVに関する教育や各種啓発事業を行うとともに、特に、被害者やその子どもに関わることが多い学校関係者、医療関係者、各種行政窓口職員等のDVについての理解を深め、DVの未然防止、早期発見、早期対応につなげていきます。

人権教育、男女共同参画意識の醸成

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。また、被害者の多くは女性であり、男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、その前提として、女性に対する暴力は決して許されない行為であることから、人権教育や男女共同参画意識の醸成に取り組みます。

◎重点事業

| 施策の方向 | 施策 | 事業 |
|-------|---|-------------------------|
| | (1)DVの防止・理 | 1 DV防止啓発事業 |
| | DV の未然防 (2)若年層からの意 識啓発の充実 (3)人権教育や男女 共同参画の意識づ | 2◎市民協働による DV 防止啓発事業 |
| | | 3◎デートDV防止啓発事業 |
| 工八水 | | 4 人権・男女共同参画に関する啓発事業 |
| | | 5 学校における人権教育・性と健康に関する教育 |

施策の方向1 DVの未然防止対策の推進

施策(1) DVの防止・理解促進に向けた啓発の充実

~社会全体にDVについての理解を深め、DVを許さない社会をつくります~

事業番号1 DV防止啓発事業

- ◇ DVを防止するため、幅広い世代を対象にした講座・講演会等の実施や、DV防止 リーフレットの配布、広報紙やホームページ等による啓発等、様々な機会や手段を通 じて、DV防止啓発事業を実施します。
- ◇ DV根絶に向け、より効果的な啓発を図るため、「うつのみやDV根絶強化月間(11月)」において、集中的に事業に取り組みます。

事業番号2 市民協働によるDV防止啓発事業 重 点

◇ 社会全体にDVについての理解を深めるため、民生委員・児童委員、医療機関等への啓発を実施するなど、市民協働により、広く市民への啓発に取り組みます。

【活動指標】

| 指標名 | 平成 24 年度 | 平成 30 年度 |
|----------------------|----------|--------------------|
| 民生委員・児童委員等への 啓発回数 | _ | 年 4 回 (累計 20 回) |

施策(2) 若年層からの意識啓発の充実

~若年層への啓発事業を実施し、デートDVを防止するとともに、DVの未然防止につなげます~

事業番号3 デートDV防止啓発事業 重点

◇ DVを未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が効果的であり、また、「デートDV」を防止するため、学校等との連携を強化し、より多くの学校等で生徒や保護者等にデートDV防止出前講座などを実施するとともに、成人式等の様々な機会をとらえて啓発を行います。

【活動指標】

| 指標名 | 平成 24 年度 | 平成 30 年度 |
|--------------|----------|-----------|
| 中学校等における出前講座 | 4 🖽 | 年5回 |
| の実施回数 | 4 回 | (累計 25 回) |

施策(3) 人権教育や男女共同参画の意識づくりの充実

~DVは犯罪行為であり、また、女性に対する暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識などがあることから、人権尊重や男女平等の意識を高めます~

事業番号4 人権・男女共同参画に関する啓発事業

◇ 女性に対する暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識などがあることから、地域や企業等に対し、人権擁護委員や国・県と連携した人権啓発事業の実施や、男女共同参画推進月間等における男女共同参画啓発事業に取り組みます。

事業番号5 学校における人権教育・性と健康に関する教育

- ◇ 子どもの頃から人権意識を醸成することや、男女が性別にとらわれず互いを尊重する意識を形成するため、教職員を対象にした人権教育の研修等の実施や、授業などで男女共同参画教育参考資料を活用するなど、学校教育の場で男女平等に関する学習を含めた人権教育に取り組みます。
- ◇ 男女の性差や健康に関する正しい知識を身につけるため、産婦人科医による性教育 サポート事業や、性と健康に関する健康教育の実施など、学校において性と健康に関 する教育に取り組みます。

基本目標 II 相談から自立に向けた 切れ目のない支援体制の充実

相談体制の充実

DVは家庭内で行われ、外部から発見されにくい特性や家族の問題とする傾向があり、被害者は暴力を受けながらも逃げ出さずに悩んでいることから、深刻な被害を招かないよう、被害者のより身近なところでの相談窓口等の積極的・効果的な周知を行います。

また,専門性の高い相談内容や増加傾向にある相談に的確に対応していくため,配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実を図ります。

保護体制の充実

DVは、被害者の生命身体の安全に直結する重大な問題であり、緊急時における被害者とその子どもの安全を確保するため、配偶者暴力相談支援センターにおいて、警察やとちぎ男女共同参画センターとの情報共有・連携強化を図るとともに、一時保護者の同行、助言等を行うなど、被害者の円滑な一時保護を行います。

また、被害者に保護命令制度について教示するなど、保護命令制度の円滑な利用及び実効性の確保を図ります。

自立支援体制の充実

被害者は、複数の悩みを同時に抱えながら自立に向けた生活を始めなければならないことから、被害者の状況に応じたきめ細かな支援ができるよう、行政手続等の同行支援、被害者及びその子どもへの継続した心のケア、就労支援、住宅の確保、既存の福祉施策等の十分な活用による支援、自立支援事業などの自立支援策の充実を図ります。

また、被害者の自立支援においては、被害者の安全を確保するため、住所等 の被害者に関する情報管理に細心の注意を払います。

◎重点事業

| 施策の方向 | 取り組むべき施策 | 事業 |
|---------------------|-------------------------|-------------------------------|
| | (4)相談窓口の周知の強 | 6◎被害者の身近なところでの相談窓口の周知 |
| 2 相談体制の充 | 化 | 7 外国人に対する相談窓口の周知 |
| 実 | (5)配偶者暴力相談支援 | 8◎多様な相談への対応 |
| | センターの相談機能の充 実 | 9 各種相談窓口との連携 |
| | (a) n+/n=#) = ky/k 7 HH | 10 関係機関との連携による安全確保 |
| 3 緊急時におけ | (6)一時保護における関 係機関との連携 | 11 民間支援団体との連携による一時保護 |
| る被害者の安全の確保 | | 12 一時保護者への支援 |
| HEVIN | (7)保護命令制度の利用 | 13 保護命令制度の利用における支援 |
| | (8)被害者の自立に向けた各種情報の提供 | 14 就労・日常生活・各種手続等の情報提供 |
| | | 15 住宅確保に向けた支援 |
| | | 16 就労準備に向けた支援 |
| | (9)被害者の自立に向け | 17 福祉施策等を活用した支援 |
| | た各種生活支援の充実 | 18◎行政手続等における助言・同行支援 |
| 4 | | 19◎関係部署との連携による被害者情報の厳正 な管理 |
| 4 被害者の自立 支援体制の充実 | (10)被害者の心のケアの 充実 | 20 心と体の健康回復に向けた支援 |
| | | 21◎子どもの心のケア・発達支援 |
| | (11)被害者の子どもへの | 22 就学における支援と配慮 |
| | 支援の充実 | 23 保育所入所における配慮 |
| | | 24 保育士・教職員等へのDVに関する研修 |
| | (12)民間支援団体との連 | |
| | 携による自立支援事業の | 25◎民間支援団体との連携による自立支援事業 |
| | 充実 | |

(基本目標Ⅱ)相談から自立に向けた切れ目のない支援体制の充実

施策の方向2 相談体制の充実

施策(4) 相談窓口の周知の強化

~深刻な被害を招かないよう、被害者のより身近なところで、相談窓口を周知します~

事業番号6 被害者の身近なところでの相談窓口の周知

◇ 被害者に相談窓口を広く周知するため、広報紙・リーフレットの配布やステッカーの貼付など、様々な機会や手段を活用した広報活動を行うとともに、医療機関や公共施設のほか、被害者のより身近なところでの効果的な周知場所を検討し、広報活動を行います。

【活動指標】

| 指標名 | 平成 24 年度 | 平成 30 年度 |
|-------------------------------|---|----------|
| 新たに設置した周知箇所数 (医療機関を除く民間施設) | 0 箇所 参考(24 年度現在周知箇所数) 公共施設,医療機関等 708 箇所 | 累計 10 箇所 |

事業番号7 外国人に対する相談窓口の周知

◇ 国際交流プラザ等と連携し、外国人向けの多言語や「やさしい日本語」などを用いたリーフレットを活用するなど、言葉の壁を持つ外国人に対する相談窓口の周知を行います。

施策(5) 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実

~関係部署・関係機関等と連携し、被害者が抱えている個々の事案に応じた相談支援を行います~

事業番号8 多様な相談への対応 重 点

- ◇ 被害者が抱えている個々の事案に応じて、適切な対応がとれるよう、相談員の専門性の向上に向けた研修を充実します。また、被害者の状況に応じて、カウンセリングや法律相談を実施します。
- ◇ 被害者の相談内容や状況に応じて、今後必要となる各種行政手続や自立支援事業の 内容などについて教示するとともに、関係部署と情報を共有し、連携を図りながら、 相談支援を行います。
- ◇ 相談支援を行っているとちぎ男女共同参画センターや民間支援団体,市町及び警察 等との一層の連携強化を図り、被害者の状況に応じた相談支援を行います。
- ◇ 特に、法律に基づく専門的相談が必要とされる場合は、弁護士や民間支援団体との 連携により、相談支援を行います。
- ◇ 男性を対象とした相談窓口の設置など、市民のニーズに対応した相談体制について 検討します。

【活動指標】

| 指標名 | 平成 24 年度 | 平成 30 年度 |
|------------------------------|----------|----------|
| 市配偶者暴力相談支援セン ターにおけるDV相談件数 | 606 件 | 680 件 |

事業番号9 各種相談窓口との連携

◇ 外国人, 高齢者, 障がい者等からの DV 相談や, DVの影響を受けている子どもへの適切な対応ができるよう, 関係部署・関係機関等との更なる連携強化に取り組みます。

施策の方向3 緊急時における被害者の安全の確保

施策(6) 一時保護における関係機関との連携

~関係機関と連携し、緊急時における被害者とその子どもの安全を確保します~

事業番号10 関係機関との連携による安全確保

- ◇ 警察と連携し、加害者から追跡される危険のある被害者とその子どもの緊急時の安全を確保します。
- ◇ とちぎ男女共同参画センターと連携し、被害者の状況に関する情報共有を図りながら、被害者とその子どもの円滑な一時保護につなげます。

事業番号11 民間支援団体との連携による一時保護

◇ 民間支援団体が運営する一時保護施設の運営費の助成等による支援を行い、被害者の個々の状況等に柔軟に対応した一時保護につなげます。

事業番号12 一時保護者への支援

◇ 市配偶者暴力相談支援センターの相談員が一時保護者に一時保護施設への同行,助 言等を行い、速やかな一時保護につなげます。

施策(7) 保護命令制度の利用

~保護命令制度の円滑な利用を図り、被害者とその子どもや親族等の安全を確保します~

事業番号13 保護命令制度の利用における支援

◇ 被害者からの相談を受けた場合、保護命令制度を教示するほか、被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、裁判所に対して保護命令に係る書面提出を行うなど、保護命令制度の円滑な利用を図ります。

施策の方向4 被害者の自立支援体制の充実

施策(8) 被害者の自立に向けた各種情報の提供

~被害者に役立つ情報を提供し、被害者の早期自立につなげます~

事業番号14 就労・日常生活・各種手続等の情報提供

◇ 被害者とその子どもができるだけ早く自立した生活を送ることができるよう,ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センター等の関係機関等と連携し,各種就労支援事業などの就労につながる情報や,日常生活や子育て等の情報について,市配偶者暴力相談支援センターの相談員が提供します。

施策(9) 被害者の自立に向けた各種生活支援の充実

~被害者の状況に応じたきめ細かな支援ができるよう。自立支援策の充実を図り、被害者の早期自立 につなげます~

事業番号15 住宅確保に向けた支援

- ◇ 被害者が安心して生活できる住宅を確保するため、市営住宅への優先入居を引き続き実施するとともに、母子生活支援施設への入所などへの配慮や、民間支援団体が行っている被害者の自立のためのステップハウス事業の運営費の助成等による支援を行います。
- ◇ 被害者のニーズに合った住まいが確保できるよう,関係機関や民間支援団体等と情報共有し、連携を図ります。

事業番号16 就労準備に向けた支援

- ◇ 被害者が早期に就労できるよう,就職に結び付きやすいITなどの資格・技能取得の支援や,再就職に必要なスキルや情報を習得するセミナー等を開催します。また,相談会等の実施により就職に向けた適切な助言・指導等を行います。
- ◇ ひとり親家庭を対象として,母子自立支援員による就労や福祉資金貸付などの相談を行うとともに,民間企業等への事業の委託や,ハローワークとの連携を通して就労支援を行います。

事業番号17 福祉施策等を活用した支援

- ◇ 被害者は、当面の生活資金の確保や、早期の医療機関での受診等を必要とする場合があることから、様々な福祉施策等を活用しながら、生活基盤の安定に向けた支援を行います。
 - ・生活保護制度による支援
 - ・児童手当による支援
 - ・児童扶養手当による支援
 - ・ひとり親家庭医療費助成制度による支援
 - ・母子家庭自立支援給付金による支援
 - ・母子家庭等日常生活支援事業の実施
 - ・ 母子寡婦福祉資金貸付の活用
 - ・国民健康保険加入手続の支援措置 など

事業番号18 行政手続等における助言・同行支援



- ◇ 市配偶者暴力相談支援センターにおいて、各種手続で必要となる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」などを発行するほか、裁判や調停の手続など、被害者が慣れない法的手続を円滑に進めることができるよう、助言・支援等を行います。
- ◇ 関係部署との情報共有・連携を図りながら、被害者の状況や必要に応じて、行政手続等における同行支援を行います。

【活動指標】

| 指標名 | 平成 24 年度 | 平成 30 年度 |
|--------------|----------|----------|
| 同行支援した被害者の人数 | _ | |

事業番号19 関係部署との連携による被害者情報の厳正な管理 重点

◇ 被害者の自立支援においても、被害者の安全を確保する必要があることから、住民 基本台帳事務における支援措置等により,被害者の住所が加害者に漏えいすることを 防止します。また、情報の共有化を進め、庁内関係課との連携を強化し、関係各課に おいても被害者の住所等の情報が加害者に漏えいしないよう, 厳正な情報管理を行い ます。

【活動指標】

| 指標名 | 平成 24 年度 | 平成 30 年度 |
|---|----------|----------|
| DV被害等を理由として,住民 基本台帳事務における支援措 置を実施し,情報を守った件数 (本市で支援措置申出を受理 した件数。ストーカー,その他 も含む。) | 130 件 | 280 件 |

施策(10) 被害者の心のケアの充実

~関係機関等と連携し、被害者の心と体の健康回復に向けた支援を行います~

事業番号20 心と体の健康回復に向けた支援

- ◇ 多くの被害者は、精神的にも身体的にも大きなダメージを受けており、中でも、気 持ちの落ち込みによるうつ状態に陥るものも少なくないことから, 民間支援団体と連 携しながら,心と体の健康回復に向けた講座・カウンセリング等を実施するとともに, 地域保健活動において、相談をはじめとした母子への健康支援を実施します。また、 民間支援団体で行っている自助グループ活動等への支援を通して,被害者の心のケア を図ります。
- ◇ 特に、専門家による継続した心のケアが必要な被害者に対しては、相談やカウンセ リングが受けられる関係機関、医療機関等について情報提供を行います。

施策(11) 被害者の子どもへの支援の充実

~被害者の子どもの心身の健康を取り戻すとともに、安定した日常生活や学校生活などが送れるよう 支援します~

事業番号21 子どもの心のケア・発達支援 重点

- ◇ DVは児童虐待と密接に関係しており、DVそのものが子どもにも影響していることから、子どもの心身の健康を取り戻すために、民間支援団体と連携しながら、心身回復に向けた支援プログラムやイベント等を実施します。
- ◇ 児童虐待に係る相談等に対し、電話、面接等により必要な支援を行うとともに、関係機関等への案内等を実施します。
- ◇ 発達に何らかの遅れや問題のある被害者の子どもに対して,個々の特性に応じた発達支援を提供するとともに,必要に応じて児童相談所などの関係機関を紹介します。
- ◇ 教育センターにおいて、子どもの心のケアと発達に関する悩みに対応します。

【活動指標】

| 指標名 | 平成 24 年度 | 平成 30 年度 |
|---------------------|----------|----------------|
| 自立支援事業の子どもの 参加者数 | 延べ 27 人 | 累計 延べ 150 人 |

事業番号22 就学における支援と配慮

◇ 被害者の子どもが安全かつ安心して就学できるように、保護者(被害者)・教育委員会・学校・関係機関と連携し、個人情報の取り扱いに配慮した転入出の手続を行うとともに2次被害を防止するための適切な情報管理を進めます。

事業番号23 保育所入所における配慮

◇ 子どもの保育を保障し、被害者が安心して就労できるよう、市内保育所の優先入所に配慮します。

事業番号24 保育士・教職員等へのDVに関する研修

◇ 保育士や教職員等に対し、男女共同参画意識の醸成や子どもの心のケアの重要性の 認識を深めるための研修を実施します。

施策(12) 民間支援団体との連携による自立支援事業の充実

~民間支援団体と連携し、被害者の自立に向けた講座等の事業を充実させながら実施します~

事業番号25 民間支援団体との連携による自立支援事業 重点

- ◇ 一時保護などの危機的状況を脱した被害者とその子どもを対象に、自立に向けた各種講座や相談会など、民間支援団体との連携により協働で取り組みます。事業の実施に当たっては、被害者のニーズを反映した開催日や内容を検討するなど、より充実した事業にしていきます。
- ◇ DV 被害者の支援に当たっては、行政や民間団体だけでなく、身近な地域における 見守りなど、日常生活において必要なときに被害者に寄り添える支援者の育成が今後 求められることから、地域で見守ってくれる人を養成します。

【活動指標】

| 指標名 | 平成 24 年度 | 平成 30 年度 |
|-------------|----------|------------------|
| 自立支援事業の参加者数 | 延べ 226 人 | 累計 延べ 1,150 人 |

基本目標皿 推進体制の充実

関係機関、民間支援団体、行政の連携強化

関係機関,民間支援団体,行政の連携・協力体制を強化し,被害者の相談から一時保護,自立に至るまで,被害者の気持ちに配慮しながら,被害者を孤立させない支援体制の充実を図ります。また,他市町との連携により,広域にまたがる被害者へのスムーズな対応を行います。

◎重点事業

| 施策の方向 | 施策 | 事業 |
|------------------|-------------------|---------------------|
| | (13)関係部署・関係 | 26 関係職員の窓口対応の向上 |
| 5 関係機関等と | 機関等との連携強 | 27◎関係部署との情報共有・連携強化 |
| の連携・協働によるDV対策の推進 | 化 | 28◎関係機関等との情報共有・連携強化 |
| | (14)他市町との連 携強化 | 29 他市町との情報共有・連携強化 |

(基本目標Ⅲ) 推進体制の充実

施策の方向5 関係機関等との連携・協働によるDV対策の推進

施策(13) 関係部署・関係機関等との連携強化

〜関係部署・関係機関等との情報共有・連携強化により、被害者に対して的確かつ迅速に対応するとともに、DV対策を効果的に推進します〜

事業番号26 関係職員の窓口対応の向上

- ◇ 各種行政窓口職員等のDVについての理解を深めるとともに,被害者が2次被害を 受けることを防止するため,関係職員に対して研修等を実施します。
- ◇ 被害者に対して適切な対応ができるよう、既存のマニュアルを活用します。

事業番号27 関係部署との情報共有・連携強化

◇ 庁内の関係部署で構成される「DV防止庁内連絡調整会議」を開催し、事例の検討 や取組課題の解決を図るとともに、虐待等に係る関係部署との連携を強化します。

【活動指標】

| 指標名 | 平成 24 年度 | 平成 30 年度 |
|--------------|-------------|--------------|
| | 294 件 | 330 件 |
| 庁内の関係部署と連携して | (庁外の関係機関等と連 | (庁外の関係機関等と連携 |
| 対応した相談事案の件数 | 携して対応した相談事案 | して対応した相談事案も含 |
| | も含む。) | む。) |

事業番号28 関係機関等との情報共有・連携強化 重点

◇ 警察, とちぎ男女共同参画センター, 民間支援団体などの関係機関等で構成される「D V対策関係機関ネットワーク会議」を開催し、事例検討や取組課題の解決を図るととも に、「虐待・DV対策連携会議」を開催するなど、虐待等に係る関係機関等との連携を強 化します。

【活動指標】

| 指標名 | 平成 24 年度 | 平成 30 年度 |
|--------------|--------------|--------------|
| | 294 件 | 330 件 |
| 関係機関等と連携して対応 | (庁内の関係部署と連携し | (庁内の関係部署と連携し |
| した相談事案の件数 | て対応した相談事案も含 | て対応した相談事案も含 |
| | む。) | む。) |

施策(14) 他市町との連携強化

~他市町と連携し、被害者の円滑な保護や早期自立を支援します~

事業番号29 他市町との情報共有・連携強化

◇ 被害者が市域をまたがって避難する場合には、他市町と連携しながら円滑に保護手続 等を進めます。また,他市町に送り出した被害者の早期自立を支援するため,他市町に おいても被害者の状況に応じた自立支援が受けられるよう、他市町との被害者に関する 情報共有を図るとともに、連携を強化します。

第5章 計画を推進するために

1 庁内関係部署、関係機関、民間団体等との連携・協働

庁内関係部署,県のとちぎ男女共同参画センターをはじめとする関係機関,他市町, 更には民間団体との連携・協働により,本計画に掲げる施策事業等を効果的に推進します。

なお、連携・協働体制については、次頁の図のとおりです。

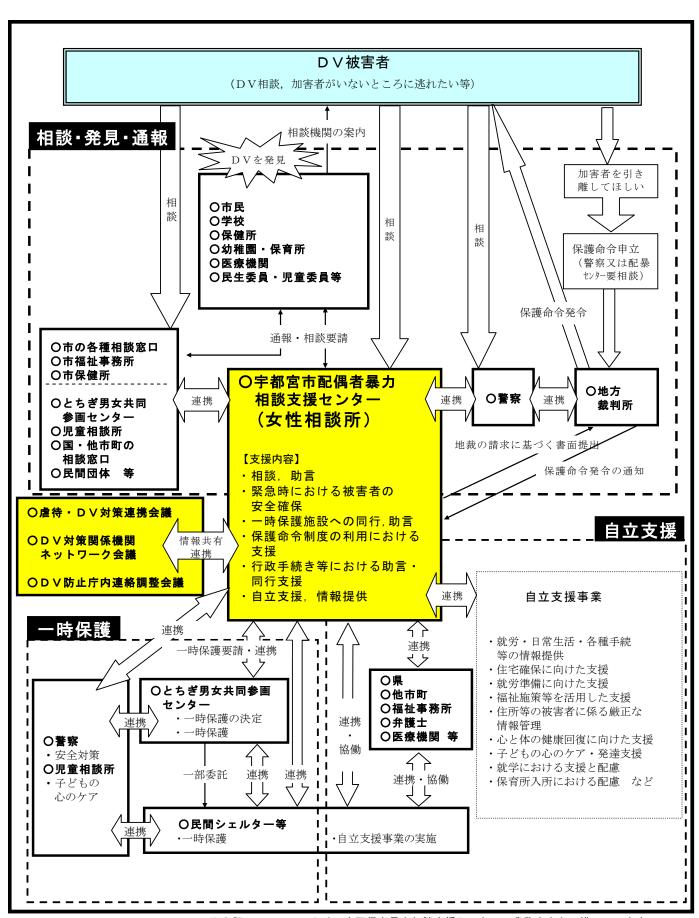
2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、庁内関係部署から成る「男女共同参画推進委員会」や外部有識者等から成る「宇都宮市男女共同参画審議会」において点検・評価を行い、毎年作成している「男女共同参画の推進に関する年次報告書」において、本計画の進捗状況を報告します。

年次報告書は、市ホームページへの掲載や、男女共同参画推進センターをはじめとする公的施設において配布により公表し、次の施策に活かします。

3 調査・研究

DV対策を効果的に推進するためには、国・県の動向などに留意・協調することが重要です。DVを取り巻く課題を的確にとらえ、新たな施策に取り組むためにも、DVに関する調査・研究に取り組みます。



※上記フローチャートは、市配偶者暴力相談支援センターの業務を中心に描いています。

参考資料

1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正年月日:平成二十五年七月三日法律第七十二号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と 男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの 暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女 性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条

この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の 事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事 情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二

内閣総理大臣,国家公安委員会,法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は,配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同 条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三

都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を 勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の 実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよ う努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条

都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談 を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては,被害者及びその同伴する家族。 次号,第六号,第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一 時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連 絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条

婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条

都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条

配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下 この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援セン ター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条

配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条

警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二

警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措

置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三

社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条

配偶者暴力相談支援センター,都道府県警察,福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は,被害者の保護を行うに当たっては,その適切な保護が行われるよう,相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二

前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申 出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条

被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合

にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条 第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二 号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共 にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間,被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい,又は被害者の住居,勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間,被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置く こと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物,動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し,又 はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学

校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条

前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた 地

(保護命令の申立て)

第十二条

第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、 次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた 後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそ れが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条

裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条

保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条

保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁 論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審 尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の 住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し 相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十 二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速や かに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相 談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上あ る場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時 が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条

保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合に おいて、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、 当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令 をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について,第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは,裁判所書記官は,速やかに,その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消

した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条

保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て) 第十八条

第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条

保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若 しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を 請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若 しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達が あるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条

法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条

この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条

この法律に定めるもののほか,保護命令に関する手続に関し必要な事項は,最高裁判所 規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条

配偶者からの暴力に係る被害者の保護,捜査,裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害

者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条

国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を 行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条

都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用 (次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村,社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条

国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用の うち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとす る。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二

第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手から

の身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該 関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者 について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは 「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上 欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替 えるものとする。

| 第二条 | 第六条第一項 | 第十条第一項から第 | 第十条第一項 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 四項まで,第十一条 | |
| | | 第二項第二号,第十 | |
| | | 二条第一項第一号か | |
| | | ら第四号まで及び第 | |
| | | 十八条第一項 | |
| 被害者 | 配偶者又は配偶者で | 配偶者 | 離婚をし、又はその |
| | あった者 | | 婚姻が取り消された |
| | | | 場合 |
| 被害者(第二十八条 | 同条に規定する関係 | 第二十八条の二に規 | 第二十八条の二に規 |
| の二に規定する関係 | にある相手又は同条 | 定する関係にある相 | 定する関係を解消し |
| にある相手からの暴 | に規定する関係にあ | 手 | た場合 |
| 力を受けた者をい | る相手であった者 | | |
| う。以下同じ。) | | | |

第六章 罰則

第二十九条

保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定による ものを含む。次条において同じ。)に違反した者は,一年以下の懲役又は百万円以下の罰金 に処する。

第三十条

第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条

平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条

この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況 等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則 (平成十六年六月二日法律第六十四号)

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条

この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係 る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用につ

いては、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条

新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案 し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則 (平成十九年七月十一日法律第百十三号) 抄

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条

この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則 (平成二十五年七月三日法律第七十二号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 宇都宮市DV対策関係機関ネットワーク会議(平成25年度)

(1) 名簿

| | | 機関等名 | 職·氏 | 名 | |
|---------------------|---|---------------------------------|----------------------|------|---------------------|
| 議 | 長 | 宇都宮市市民まちづくり部 | 副参事(男女共同参展 | 画推進担 | _{当)} 雪子 |
| 委 | 員 | 宇都宮地方法務局人権擁護課 | 人権相談主任 | 野田 | 純子 |
| 委 | 員 | 宇都宮中央警察署生活安全課 | 課長 | 五十嵐 | 博史 |
| 委 | 員 | 宇都宮東警察署生活安全課 | 課長 | 石塚 | 義夫 |
| 委 | 皿 | 宇都宮南警察署生活安全課 | 課長 | 櫻井 | 俊之 |
| 委 | 員 | とちぎ男女共同参画センター相談支援課 | 所長補佐兼相談支援課長 宇賀神 透 | | |
| 委 | 員 | 社団法人宇都宮市医師会 | 理事 | 武田 | 茂幸 |
| 委 | 員 | 栃木県弁護士会人権公害委員会 | 副委員長 (弁護士) | 杉田 | 明子 |
| 委 | 員 | 宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会 | 副部会長 | 浅海 | 伸子 |
| 委 | 員 | 宇都宮市民生委員児童委員協議会 西原地区民生委員児童委員協議会 | 会 長 | 檜山 | 和子 |
| 委 | 員 | 認定特定非営利活動法人ウイメンズハウスとちぎ | 理事長 | 中村 | 明美 |
| 委 | 員 | 宇都宮市保健福祉部生活福祉第1課 | 係 長 | 男澤 | 俊也 |
| 委 | 員 | 宇都宮市子ども部子ども家庭課 | 係 長 | 高橋 | 信彦 |
| 委 | 員 | 宇都宮市市民まちづくり部男女共同参画課 | 課長 | 笹原 | 幸恵 |
| 宇都宮大学教育学部 | | | 准教授 | 艮 | 香織 |
| 栃木県警察本部生活安全部生活安全企画課 | | | 課長補佐 | 細田 | 孝一 |

(2) 平成25年度 会議の経過

| 回 | 開催日 | 主な内容 | | |
|----------------|-------------------|--|--|--|
| 第1回 平成25年6月27日 | | ・各機関のDV相談の状況等について ・「第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計 画」の策定について(策定の趣旨,策定体制, スケジュール等) | | |
| 第2回 | 平成 25 年 8 月 30 日 | ・DVの現状分析,課題の抽出 ・計画の基本的な考え方,基本目標 ・計画の体系 等 | | |
| 第3回 | 平成 25 年 10 月 31 日 | ・計画の体系と施策の展開・重点事業・成果指標・具体的な事業 等 | | |
| 第4回 | 平成 25 年 12 月 26 日 | 計画の素案 | | |

「第2次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」

平成26年3月

発行・編集 宇都宮市 市民まちづくり部 男女共同参画課 〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号 TEL 028-632-2346 FAX 028-632-2347

E-mail u1810@city.utsunomiya.tochigi.jp